

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年5月14日
【計算期間】	第25期（自 2024年2月16日 至 2025年2月17日）
【ファンド名】	青のライフキャンバス・ファンド（標準型） 赤のライフキャンバス・ファンド（積極型）
【発行者名】	T & Dアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 義久
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【事務連絡者氏名】	富岡 秀夫
【連絡場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【電話番号】	03-6722-4813
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

ファンドは、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

②ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信 追加型投信	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 資産複合

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(資産複 合(株式・債券)資産配 分固定型)) 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ ファンズ	あり なし

＜商品分類の定義＞

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外

目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合

目論見書または信託約款において、株式・債券・不動産投信（リート）・その他資産のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

＜属性区分の定義＞

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式・債券）資産配分固定型））

目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて、複数資産（国内株式・国内債券・外国株式・外国債券）を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を含む）

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載のないものをいいます。

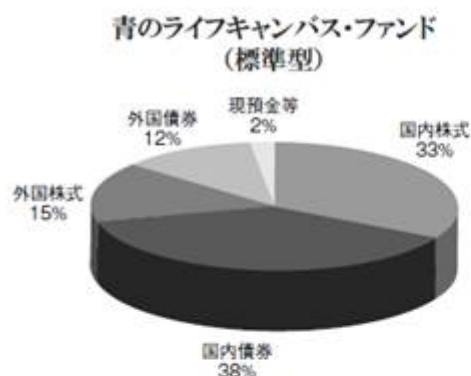
※属性区分における「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp）をご参照ください。

③ファンドの特色

● ファンドの特色

- 1 ライフキャンパス・ファンドでは、国内株式、国内債券、外国株式、外国債券に分散投資を行います。
- 2 資産配分比率の異なる2本のファンドからお選びいただけます。



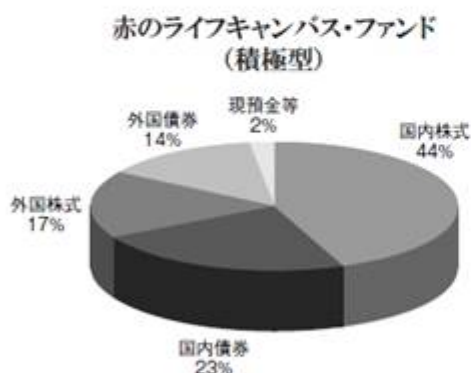
中長期的な成長を目指す

「青のライフキャンパス・ファンド」

選択時のご参考:

- 5年単位の中長期の投資資金
- 収益率だけでなく安定性も考慮する投資資金
- ある程度の価格変動リスクは許容できる投資資金

国内債券の構成比を高めとし、株式資産や外貨建資産の構成比を低めとした基本ポートフォリオとし、中長期的な成長を目指した運用を行います。



積極的に収益を追求する

「赤のライフキャンパス・ファンド」

選択時のご参考:

- 10年単位の長い期間での投資資金
- 収益率重視の投資資金
- 価格変動リスクが許容できる投資資金

国内株式、外貨建資産の構成比を高めにした基本ポートフォリオとし、短期的な価格変動は大きいものの、長期的に高い収益率を目指した運用を行います。

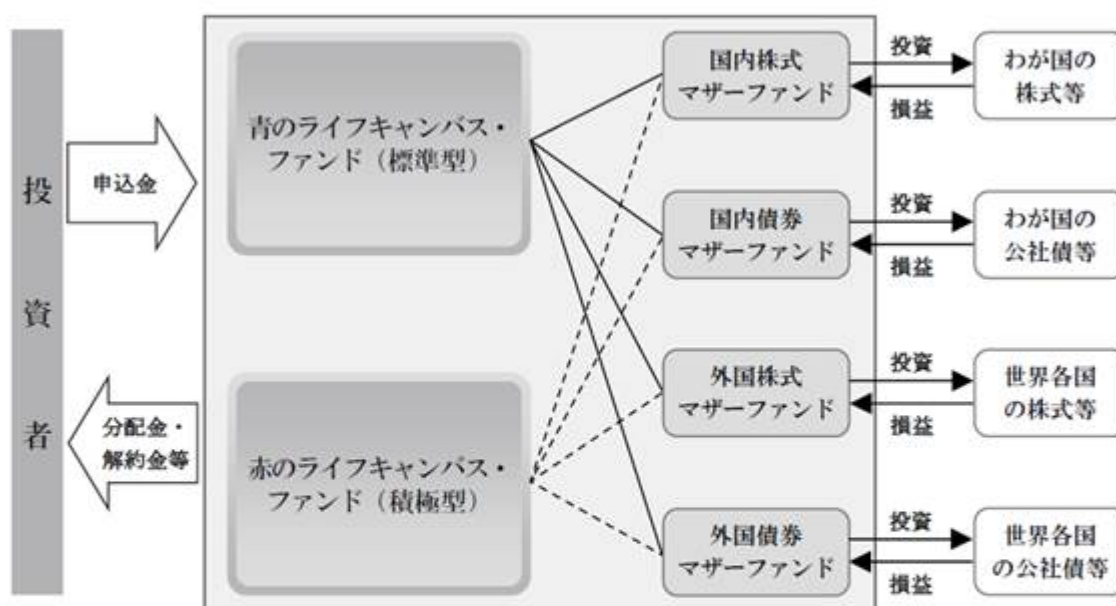
※上記グラフの比率は、各ファンドの基本ポートフォリオの資産構成比率です。

- 3 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いませんので、為替変動の影響を受けます。

※資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

● ファンドの仕組み

ファンドは、「国内株式マザーファンド」「国内債券マザーファンド」「外国株式マザーファンド」「外国債券マザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）としたファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



● スwitchingについて

- 運用成果や運用ニーズの変化に合わせ各ファンド間のスイッチング（乗換）が可能な場合があります。取扱いについては販売会社により異なりますので詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- スイッチングとは、保有しているファンドの換金と同時に他のファンドを購入することをいいます。
- スイッチングの際には、販売会社が定める所定の手数料等がかかります。

※確定拠出年金制度に基づくお申込の場合は取扱いません。

マザーファンドの概要

ファンドは、下記の各マザーファンドを主要投資対象とします。

国内株式 マザーファンド

わが国の金融商品取引所に上場の株式を主たる投資対象とし、ボトムアップ・アプローチ^{*1}により、アクティブ運用を行います。

ベンチマーク^{*2}: 東証株価指数(TOPIX)

東証株価指数(TOPIX)とは、株式会社JPX総研が算出する株価指数で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIXに関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研に帰属します。

国内債券 マザーファンド

わが国の公社債を投資対象とし、主としてデュレーション・マネジメント^{*3}により、アクティブ運用を行います。

ベンチマーク: NOMURA-BPI総合

NOMURA-BPI総合は、日本国内で発行される公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が開発・公表している指数で、その知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

外国株式 マザーファンド

MSCI-KOKUSAIインデックスの構成国の上場株式等を投資対象とし、機動的な国別配分の変更などによるアクティブ運用を行います。

ベンチマーク: MSCI-KOKUSAIインデックス(除く日本、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックスはMSCIが開発した株価指数で、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを捉える指数です。当インデックスに関する全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その正確性及び完全性をMSCIは何ら保証するものではありません。その著作権はMSCIに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。

外国債券 マザーファンド

FTSE世界国債インデックス構成国の国債を投資対象とし、機動的な国別配分の変更、デュレーション・マネジメントなどによるアクティブ運用を行います。

ベンチマーク: FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

ファンドは、各マザーファンドのベンチマークを次ページの基本ポートフォリオで組み合わせた合成指数^{*4}をベンチマークとします。

- *1 ボトムアップ・アプローチとは、個別企業についての調査・分析を基にした、個別銘柄の選択によってポートフォリオを構築する投資手法です。
- *2 ベンチマークとは、ファンドの運用成果を判断するための基準となる指標をいい、ファンドが目標とする運用成果そのものを表すものではありません。従って、ファンドおよびマザーファンドは、いずれも特定のベンチマークに投資成果が連動するインデックスファンドではありません。
- *3 デュレーション・マネジメントとは、金利の変動を的確に予想し、公社債の値上がり益獲得を目指す運用手法です。
- *4 合成指数のリターンは、MSCIからライセンス供与された終値ベースの指数値を使用してT&Dアセットマネジメントによって算出されます。

● 基本ポートフォリオ

ファンドでは、以下の基本ポートフォリオの資産構成比に基づいて各資産を組入れます。また、基本ポートフォリオの資産構成比を基準（中心値）とし、市場見通しにしたがい一定の範囲内でアセットアロケーションを変更することがあります。基本ポートフォリオならびに変更幅は原則として毎年見直しを行います。

青のライフキャンパス・ファンド(標準型)

	基本ポートフォリオ* (%)	変更幅
国内株式	33.0	±10.0
国内債券	38.0	±10.0
外国株式	15.0	±10.0
外国債券	12.0	±10.0
現預金	2.0	-2.0～+40.0
合計	100.0	

赤のライフキャンパス・ファンド(積極型)

	基本ポートフォリオ* (%)	変更幅
国内株式	44.0	±10.0
国内債券	23.0	±10.0
外国株式	17.0	±10.0
外国債券	14.0	±10.0
現預金	2.0	-2.0～+40.0
合計	100.0	

* 基本ポートフォリオにおける各資産の比率は、原則として、信託財産に属する各マザーファンドの時価総額に、各マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める各資産の時価総額の割合を乗じて得た額を、信託財産の純資産総額で除したものです。

④ 信託金限度額

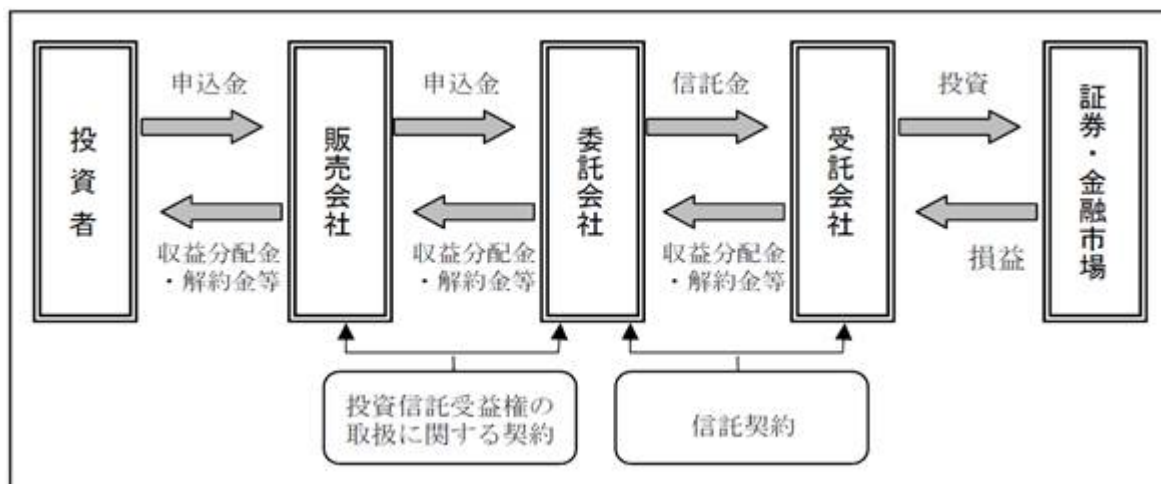
信託金の限度額は各ファンドにつき1,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2000年2月16日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み



②ファミリーファンド方式の仕組み

ファンドは、運用効率化のためファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

③委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

（委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）

a. 委託会社

T & Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- （１）信託約款の届出
- （２）信託財産の運用指図
- （３）信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）
- （４）目論見書および運用報告書の作成等

b. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- （１）信託財産の保管・管理・計算
- （２）委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

c. 販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱いに関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

- (1) 受益権の募集・販売の取扱い
- (2) 受益権の換金（解約）申込の取扱い
- (3) 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- (4) 目論見書、運用報告書の交付等

④委託会社の概況

a. 資本金

2025年2月末日現在 11億円

b. 会社の沿革

1980年12月19日 第一投信株式会社設立
同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得

1997年12月 1日 社名を長期信用投信株式会社に変更

1999年 2月25日 大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る

1999年 4月 1日 社名を大同ライフ投信株式会社に変更

2002年 1月24日 投資顧問業者の登録

2002年 6月11日 投資一任契約にかかる業務の認可

2002年 7月 1日 ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、
ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更

2006年 8月28日 社名をT & Dアセットマネジメント株式会社に変更

2007年 3月30日 株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる

2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、
投資助言・代理業、投資運用業の登録

c. 大株主の状況

2025年2月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T & Dホールディングス	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	1,082,500株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

＜基本方針＞

この信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

＜投資対象＞

国内株式マザーファンド受益証券、国内債券マザーファンド受益証券、外国株式マザーファンド受益証券および外国債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

＜投資態度＞

「青のライフキャンパス・ファンド（標準型）」

国内株式33%、国内債券38%、外国株式15%、外国債券12%および現預金2%の比率を基本ポートフォリオとし、価格変動を抑えた安定運用を行います。また、上記基本ポートフォリオの資産構成比を基準（中心値）とし、市場見通しにしたがい一定の範囲内でアセットアロケーションを変更することがあります。基本ポートフォリオならびに変動レンジは原則として毎年見直しを行います。

「赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）」

国内株式44%、国内債券23%、外国株式17%、外国債券14%および現預金2%の比率を基本ポートフォリオとし、短期的な価格変動は大きいものの、長期的に高い収益率を目指した運用を行います。また、上記基本ポートフォリオの資産構成比を基準（中心値）とし、市場見通しにしたがい一定の範囲内でアセットアロケーションを変更することがあります。基本ポートフォリオならびに変動レンジは原則として毎年見直しを行います。

「ライフキャンパス・ファンド」共通

- ① 主として国内株式マザーファンド受益証券、国内債券マザーファンド受益証券、外国株式マザーファンド受益証券、外国債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券への分散投資を行い、長期的な信託財産の成長を目指します。
- ② 実質組入れ外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、市況動向等により為替ヘッジを行う場合があります。
- ③ 信託財産に属する資産について、国内において行われる通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引ならびに外国の市場における通貨にかかる先物取引、通貨にかかる先物オプション取引を行うことができます。また、有価証券の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ④ 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑥ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（2）【投資対象】

- ① この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）
 - (1) 有価証券
 - (2) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
 - (3) 金銭債権
 - (4) 約束手形
 - b. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (1) 為替手形
- ② 国内株式マザーファンド、国内債券マザーファンド、外国株式マザーファンドおよび外国債券マザーファンドを主要投資対象とします。

③委託会社は、信託金を主として、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

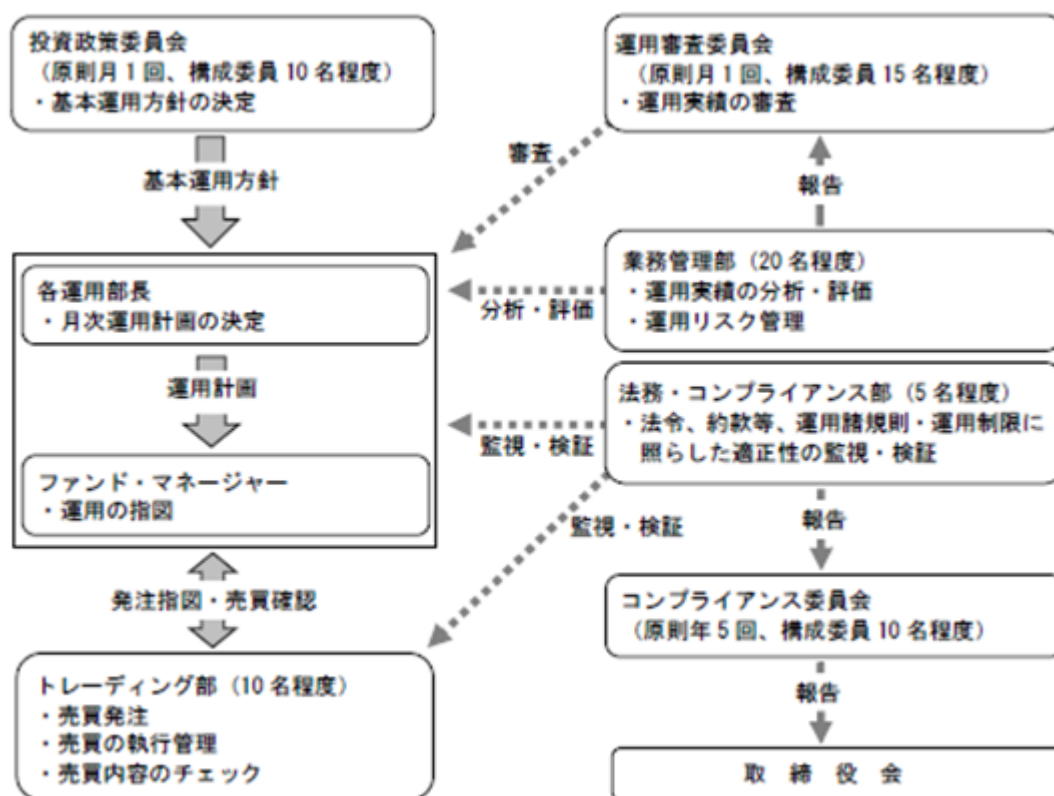
1. 国内株式マザーファンド
 2. 国内債券マザーファンド
 3. 外国株式マザーファンド
 4. 外国債券マザーファンド
 5. 株券または新株引受権証券
 6. 国債証券
 7. 地方債証券
 8. 特別の法律により法人の発行する債券
 9. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 10. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 11. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 12. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 13. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 14. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 15. コマーシャル・ペーパー
 16. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
 17. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から16. の証券または証書の性質を有するもの
 18. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 19. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 20. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 21. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 22. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 23. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 24. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 25. 外国の者に対する権利で24. の有価証券の性質を有するもの
- なお、5. の証券または証書、17. および22. の証券または証書のうち5. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、6. から11. までの証券および17. および22. の証券または証書のうち6. から11. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、18. および19. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

④委託会社は、信託金を、③に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。



個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、各運用部長の承認を経て実施されます。

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受取っています。

委託会社の運用体制等は2025年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年1回、毎決算時（2月15日。ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- ①分配対象額は、配当等収益および売買益等の全額から諸経費を控除した額とします。
- ②収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ③収益分配にあてず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

※将来の分配金の支払およびその金額について示唆・保証するものではありません。

※配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、みなし配当等収益との合計額から諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※みなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た金額をいいます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（５）【投資制限】

①ファンドの信託約款に基づく投資制限

「青のライフキャンパス・ファンド（標準型）」

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の60以上となる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の40を超えることとなる投資の指図をしません。

「赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）」

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

「ライフキャンパス・ファンド」共通

- c. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- f.
 - (1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - (2) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- g.
 - (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
 - (2) (1) の信用取引の指図は、次の1. から6. に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1. から6. に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- h. (1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引

- ならびに外国の市場等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
- (2) 委託会社は、信託財産について、わが国の金融商品取引所等における通貨にかかる先物取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- (3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- i. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- j. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
- k. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1. から2. の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) (1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。
- l. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) (1) の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、(2) の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- m. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (2) (1) の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、(2) の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返済するための指図をするものとします。
- (4) (1) の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- n. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- o. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一発行体の発行する公社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該公社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません（ただし、国債は除きます。）。
- p. 外貨建資産への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- q. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- (2) (1) の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (3) (2) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- r. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2) (1) の資金借入額は、次の1. から3. に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 換金代金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取の確定している資金の額の範囲内
 2. 換金代金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (3) (2) の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- (4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- s. デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。
- t. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

②「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限

- a. 委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- b. 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

（参考）マザーファンドの概要

国内株式マザーファンド

（1）投資方針

- ①東証株価指数（TOPIX）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。
- ②ボトム・アップ・アプローチにより利益の成長性、財務体質の健全性、経営戦略等の観点から投資価値が高いと判断される銘柄に投資を行います。
- ③業種配分については、ボトム・アップ・アプローチに加え、マクロ・セミマクロ経済分析^{*}を加味して決定します。
*セミマクロ経済分析とは、マクロの経済分析とミクロの企業分析との中間に位置し、経済を産業レベルから把握しようとする分析手法です。
- ④株式の組入比率は、原則として高位とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- ⑤特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。
- ⑥資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（2）投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

（３）投資制限

- a. 株式への投資割合には制限を設けません。
- b. 外貨建資産への投資は行いません。
- c. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- f.
 - （１）委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - （２）委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- g.
 - （１）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
 - （２）（１）の信用取引の指図は、次の1. から6. に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1. から6. に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- h. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
- i.
 - （１）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1. から2. の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面の合計額を超えないものとします。
 - （２）（１）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - （３）委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。
- j. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- k.
 - （１）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - （２）（１）の資金借入額は、次の1. から3. に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 換金代金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取の確定している資金の額の範囲内
2. 換金代金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
3. 借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

(3) (2)の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

(4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

- l. デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。
- m. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

国内債券マザーファンド

(1) 投資方針

- ①NOMURA-BPI総合をベンチマークとし、長期的にこれを上回る投資成果を目指します。
- ②投資対象は、原則としてA格相当以上の格付を有する公社債とし、信用リスクや利回り格差等を考慮のうえ組入銘柄を選定します。ただし、市況状況等によってはBBB格相当の公社債に投資する場合があります。
- ③主としてデュレーション・マネジメントにより、アクティブ運用を行います。
- ④公社債の組入比率は、原則として高位とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- ⑤資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

(2) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(3) 投資制限

- a. 株式への投資は行いません。
- b. 外貨建資産への投資は行いません。
- c. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
- e. (1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
(2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
(3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の換金等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
(4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
(5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供を要求され委託会社が必要を認めたときあるいは受入が必要と委託会社が認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

- f. (1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (2) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の換金等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (4) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (5) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。
- (6) fに規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- g. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) (1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。
- h. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) (1)の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、(2)の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- i. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (2) (1)の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、(2)の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (4) (3)の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- j. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- k. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一発行体の発行する公社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません（ただし、国債は除きます。）。

1. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2) (1) の資金借入額は、次の1. から3. に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 換金代金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取の確定している資金の額の範囲内
 2. 換金代金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (3) (2) の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- (4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- m. デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。
- n. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

外国株式マザーファンド

(1) 投資方針

- ①MSCI-KOKUSAIインデックス（除く日本：円ベース）の採用国に上場または店頭登録されている銘柄を主要投資対象とします。
- ②MSCI-KOKUSAIインデックス（除く日本：円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。
- ③国別配分については、各市場のマクロ、ミクロ分析に基づき機動的に変更を行います。
- ④業種配分については、マクロ・セミマクロ経済分析に基づいて決定します。
- ⑤銘柄選択については、成長性の水準と変化率、バリュエーション等を考慮して決定します。
- ⑥株式の組入比率は、原則として高位とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- ⑦外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市場動向等により為替ヘッジを行う場合があります。
- ⑧資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

(2) 投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

(3) 投資制限

- a. 株式への投資割合には制限を設けません。
- b. 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- c. 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e. (1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- (2) (1) の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図できるものとします。

- f. (1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (2) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- g. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) (1)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、(2)の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- h. (1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
- (2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。
- i. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- j. (1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (2) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の換金等の事由により、純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (4) 為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (5) 委託会社は、為替先渡取引を行うにあたり担保の提供を要求されその必要性を認めたときあるいは担保の受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。
- (6) jに規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下「為替スワップ取引」といいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- k. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.から2.の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(2) (1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

l. 外貨建資産への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

m. (1) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(2) (1) の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約と信託財産にかかる為替の売予約との差額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(3) (2) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

n. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

o. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(2) (1) の資金借入額は、次の1. から3. に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 換金代金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取の確定している資金の額の範囲内

2. 換金代金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内

3. 借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

(3) (2) の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

(4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

p. デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

q. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

外国債券マザーファンド

(1) 投資方針

①FTSE世界国債インデックス構成国の国債を投資対象とします。

②FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。

③機動的な国別配分の変更、デュレーション・マネジメント等によるアクティブ運用を行います。

④公社債の組入比率は、原則として高位とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

⑤外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市場動向等により為替ヘッジを行う場合があります。

⑥資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

(2) 投資対象

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

(3) 投資制限

a. 外貨建資産への投資には制限を設けません。

- b. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- c. (1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
- (2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (3) 委託会社は、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- d. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- e. (1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の換金等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (4) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の換金等の事由により、純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (5) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (6) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供を要求されその必要性を認めたときあるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。
- (7) eに規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (8) eに規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- f. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) (1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。
- g. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) (1) の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、(2) の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- h. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (2) (1) の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、(2) の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (4) (3) の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- i. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- j. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一発行体の発行する公社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません（ただし、国債は除きます。）。
- k. 外貨建資産への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- l. (1) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (2) (1) の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約と信託財産にかかる為替の売予約との差額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (3) (2) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- m. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2) (1) の資金借入額は、次の1. から3. に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 換金代金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取の確定している資金の額の範囲内
 2. 換金代金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (3) (2) の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- (4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- n. デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。
- o. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として

それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

3【投資リスク】

（１）基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による利益および損失は全て投資者に帰属します。

したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

①株価変動リスク

株式の価格は、発行企業の業績や財務状況、市場・経済の状況等を反映して変動します。特に企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株価が大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

②債券価格変動リスク

債券（公社債）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

③為替変動リスク

外貨建資産は通貨の価格変動によって評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。外貨建資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

④カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢に混乱が生じた場合や新たな通貨規制・資本規制が設けられた場合は、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

⑤信用リスク

有価証券の発行者、または金融商品の運用先に債務不履行等が発生または懸念される場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

⑥流動性リスク

市場規模や取引量が小さい場合や、市場の混乱等のために、市場における取引の不成立や通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

※基準価額の変動要因（リスク）は、上記に限定されるものではありません。

（２）その他の留意点

- ①ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ②分配金に関する留意点
 - ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ③大量の解約・換金申込を受け付け短期間で解約資金を準備する必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が変動する要因となります。また、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ④ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入頂いた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- ⑤マザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該ベビーファンドの購入・換金等による資金変動に伴い、マザーファンドにおいても売買が生じ、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

（３）リスクの管理体制

委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。

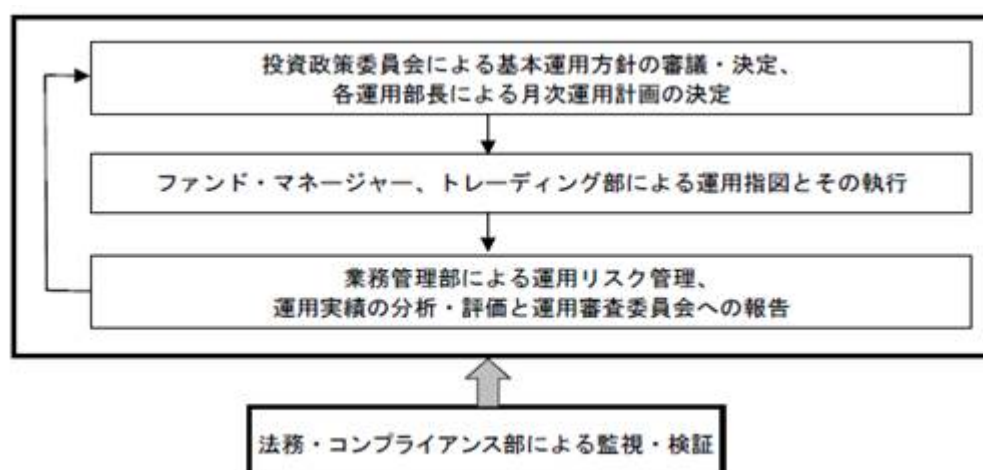
また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

なお、流動性リスク管理について社内規程を制定し、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、定期的にリスク管理委員会および取締役会への報告を行います。

委託会社の投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

委託会社は、社内規程において投資リスクに関する取扱基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス分析・評価等を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の監視・検証を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

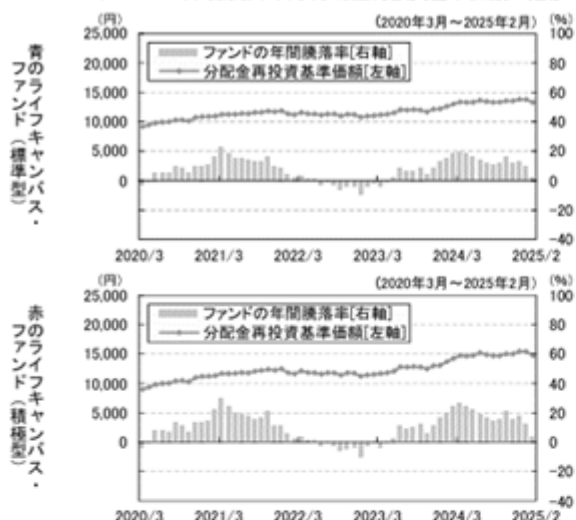


リスクの管理体制は2025年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

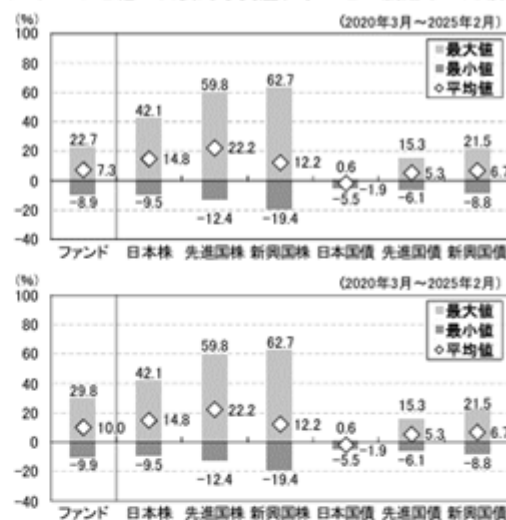
<参考情報>

代表的な資産クラスとの騰落率の比較

<ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移>



<ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



※左のグラフの分配金再投資基準価額は、2020年3月末の基準価額を起点として指数化したものです。

※右のグラフは、2020年3月から2025年2月の5年間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※右のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記の騰落率は2025年2月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

○各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株・・・MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
- 新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債・・・NOMURA-BPI 国債
- 先進国債・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
- 新興国債・・・JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースファイド（円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

※詳細は「指数に関して」をご参照ください。

●指数に関して

○「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

東証株価指数（TOPIX）とは、株式会社 J P X 総研が算出する株価指数で、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIX に関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社 J P X 総研に帰属します。

MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCI コクサイ・インデックスは MSCI が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを捉える指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI が開発した新興国の株式市場の動きを捉える株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本で発行されている公募利付国債の市場全体を表す投資収益指数です。その知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、対象インデックスを用いて行われる T&D アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLC は、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースファイド（円ベース）

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースファイドは、JP モルガン社が算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権は JP モルガン社に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。

申込手数料は、ファンドの商品説明、販売にかかる事務費用等の対価です。

なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.32%（税抜1.20%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の分配については、以下の通りとします。

[信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率]

（年率・税抜）

支払先	信託報酬率	対価の内容
委託会社	0.52%	委託した資金の運用等の対価
販売会社	0.60%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	0.08%	運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の信託報酬の総額は、日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②信託財産の財務諸表にかかる監査費用（税込）は、信託財産中から支弁します。

③証券取引に伴う手数料、組入資産の保管に要する費用等は、信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記の手数料等の合計額については、受益者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※マザーファンドには、信託報酬および監査費用はありません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は、税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。ファンドについては、NISAの成長投資枠（特定非課税管理勘定）の適用対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

①個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

換金時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

○少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

NISAは、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となる制度です。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

◆個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合は販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店毎に、一般コースと自動継続投資コースの両コースで購入する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◆収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税金の取扱いについては、2025年2月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

《参考情報》 ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
青のライフキャンパス・ファンド	1.40%	1.32%	0.08%
赤のライフキャンパス・ファンド	1.41%	1.32%	0.09%

※対象期間は2024年2月16日～2025年2月17日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【青のライフキャンパス・ファンド（標準型）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2025年2月28日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,849	95.36
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	90	4.64
合計（純資産総額）	—	1,939	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄（全銘柄）

（2025年2月28日現在）

	国名	種 類	銘 柄 名	数 量 （口）	簿価単価 （円） 簿価金額 （円）	時価単価 （円） 時価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	国内債券 マザーファンド	536,102,246	1.3210 708,191,066	1.3214 708,405,507	36.53
2	日本	親投資信託 受益証券	国内株式 マザーファンド	283,462,004	2.3929 678,296,229	2.2723 644,110,711	33.21
3	日本	親投資信託 受益証券	外国株式 マザーファンド	50,754,241	6.5386 331,861,680	6.1870 314,016,489	16.19
4	日本	親投資信託 受益証券	外国債券 マザーファンド	52,559,206	3.5277 185,413,111	3.4796 182,885,013	9.43

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別比率

（2025年2月28日現在）

種類	投 資 比 率（％）
親投資信託受益証券	95.36
合計	95.36

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

2025年2月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第16期 計算期間 (2016年2月15日現在)	1,212	1,212	0.9456	0.9456
第17期 計算期間 (2017年2月15日現在)	1,311	1,331	1.0182	1.0342
第18期 計算期間 (2018年2月15日現在)	1,314	1,438	1.0053	1.1003
第19期 計算期間 (2019年2月15日現在)	1,386	1,386	0.9868	0.9868
第20期 計算期間 (2020年2月17日現在)	1,400	1,483	0.9952	1.0542
第21期 計算期間 (2021年2月15日現在)	1,485	1,658	1.0057	1.1227
第22期 計算期間 (2022年2月15日現在)	1,652	1,660	1.0050	1.0100
第23期 計算期間 (2023年2月15日現在)	1,608	1,608	0.9838	0.9838
第24期 計算期間 (2024年2月15日現在)	1,860	1,877	1.1361	1.1461
2024年2月末日	1,902	—	1.1525	—
2024年3月末日	1,955	—	1.1833	—
2024年4月末日	1,944	—	1.1757	—
2024年5月末日	1,949	—	1.1786	—
2024年6月末日	1,999	—	1.2087	—
2024年7月末日	1,965	—	1.1867	—
2024年8月末日	1,951	—	1.1777	—
2024年9月末日	1,951	—	1.1791	—
2024年10月末日	1,984	—	1.1998	—
2024年11月末日	1,979	—	1.1978	—
2024年12月末日	2,019	—	1.2219	—
2025年1月末日	2,014	—	1.2195	—
第25期 計算期間 (2025年2月17日現在)	1,980	1,996	1.1988	1.2088
2025年2月末日	1,939	—	1.1657	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第16期 計算期間（2016年2月15日）	0.0000
第17期 計算期間（2017年2月15日）	0.0160
第18期 計算期間（2018年2月15日）	0.0950
第19期 計算期間（2019年2月15日）	0.0000
第20期 計算期間（2020年2月17日）	0.0590
第21期 計算期間（2021年2月15日）	0.1170
第22期 計算期間（2022年2月15日）	0.0050
第23期 計算期間（2023年2月15日）	0.0000
第24期 計算期間（2024年2月15日）	0.0100
第25期 計算期間（2025年2月17日）	0.0100

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第16期 計算期間（2015年2月17日 ～ 2016年2月15日）	△5.34
第17期 計算期間（2016年2月16日 ～ 2017年2月15日）	9.37
第18期 計算期間（2017年2月16日 ～ 2018年2月15日）	8.06
第19期 計算期間（2018年2月16日 ～ 2019年2月15日）	△1.84
第20期 計算期間（2019年2月16日 ～ 2020年2月17日）	6.83
第21期 計算期間（2020年2月18日 ～ 2021年2月15日）	12.81
第22期 計算期間（2021年2月16日 ～ 2022年2月15日）	0.43
第23期 計算期間（2022年2月16日 ～ 2023年2月15日）	△2.11
第24期 計算期間（2023年2月16日 ～ 2024年2月15日）	16.50
第25期 計算期間（2024年2月16日 ～ 2025年2月17日）	6.40

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第16期 計算期間（2015年2月17日 ～ 2016年2月15日）	129,643,314	12,200,138
第17期 計算期間（2016年2月16日 ～ 2017年2月15日）	16,400,831	10,782,684
第18期 計算期間（2017年2月16日 ～ 2018年2月15日）	35,448,552	15,448,500
第19期 計算期間（2018年2月16日 ～ 2019年2月15日）	127,368,282	30,279,304
第20期 計算期間（2019年2月16日 ～ 2020年2月17日）	22,184,875	19,491,878
第21期 計算期間（2020年2月18日 ～ 2021年2月15日）	100,118,841	30,189,346
第22期 計算期間（2021年2月16日 ～ 2022年2月15日）	190,702,485	23,845,116
第23期 計算期間（2022年2月16日 ～ 2023年2月15日）	25,430,179	34,242,244
第24期 計算期間（2023年2月16日 ～ 2024年2月15日）	21,882,708	19,386,625
第25期 計算期間（2024年2月16日 ～ 2025年2月17日）	29,335,543	15,357,112

（注）設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

【赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2025年2月28日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,097	95.47
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	100	4.53
合計（純資産総額）	—	2,197	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄（全銘柄）

（2025年2月28日現在）

	国名	種 類	銘 柄 名	数 量 （口）	簿価単価 （円） 簿価金額 （円）	時価単価 （円） 時価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	国内株式 マザーファンド	429,121,137	2.3929 1,026,843,968	2.2723 975,091,959	44.39
2	日本	親投資信託 受益証券	国内債券 マザーファンド	355,757,181	1.3210 469,955,236	1.3214 470,097,538	21.40
3	日本	親投資信託 受益証券	外国株式 マザーファンド	64,930,176	6.5386 424,552,448	6.1870 401,722,998	18.29
4	日本	親投資信託 受益証券	外国債券 マザーファンド	71,938,962	3.5277 253,779,076	3.4796 250,318,812	11.40

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別比率

（2025年2月28日現在）

種類	投 資 比 率（％）
親投資信託受益証券	95.47
合計	95.47

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

2025年2月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第16期 計算期間 (2016年2月15日現在)	1,167	1,167	0.9294	0.9294
第17期 計算期間 (2017年2月15日現在)	1,289	1,312	1.0221	1.0401
第18期 計算期間 (2018年2月15日現在)	1,257	1,441	0.9842	1.1282
第19期 計算期間 (2019年2月15日現在)	1,378	1,378	0.9576	0.9576
第20期 計算期間 (2020年2月17日現在)	1,432	1,499	0.9933	1.0393
第21期 計算期間 (2021年2月15日現在)	1,520	1,759	1.0075	1.1655
第22期 計算期間 (2022年2月15日現在)	1,746	1,755	1.0088	1.0138
第23期 計算期間 (2023年2月15日現在)	1,729	1,729	0.9906	0.9906
第24期 計算期間 (2024年2月15日現在)	2,083	2,101	1.1949	1.2049
2024年2月末日	2,132	—	1.2163	—
2024年3月末日	2,210	—	1.2584	—
2024年4月末日	2,197	—	1.2510	—
2024年5月末日	2,209	—	1.2594	—
2024年6月末日	2,283	—	1.2982	—
2024年7月末日	2,234	—	1.2709	—
2024年8月末日	2,188	—	1.2554	—
2024年9月末日	2,191	—	1.2566	—
2024年10月末日	2,246	—	1.2841	—
2024年11月末日	2,241	—	1.2842	—
2024年12月末日	2,297	—	1.3169	—
2025年1月末日	2,300	—	1.3164	—
第25期 計算期間 (2025年2月17日現在)	2,260	2,277	1.2939	1.3039
2025年2月末日	2,197	—	1.2491	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第16期 計算期間（2016年2月15日）	0.0000
第17期 計算期間（2017年2月15日）	0.0180
第18期 計算期間（2018年2月15日）	0.1440
第19期 計算期間（2019年2月15日）	0.0000
第20期 計算期間（2020年2月17日）	0.0460
第21期 計算期間（2021年2月15日）	0.1580
第22期 計算期間（2022年2月15日）	0.0050
第23期 計算期間（2023年2月15日）	0.0000
第24期 計算期間（2024年2月15日）	0.0100
第25期 計算期間（2025年2月17日）	0.0100

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第16期 計算期間（2015年2月17日 ～ 2016年2月15日）	△7.02
第17期 計算期間（2016年2月16日 ～ 2017年2月15日）	11.91
第18期 計算期間（2017年2月16日 ～ 2018年2月15日）	10.38
第19期 計算期間（2018年2月16日 ～ 2019年2月15日）	△2.70
第20期 計算期間（2019年2月16日 ～ 2020年2月17日）	8.53
第21期 計算期間（2020年2月18日 ～ 2021年2月15日）	17.34
第22期 計算期間（2021年2月16日 ～ 2022年2月15日）	0.63
第23期 計算期間（2022年2月16日 ～ 2023年2月15日）	△1.80
第24期 計算期間（2023年2月16日 ～ 2024年2月15日）	21.63
第25期 計算期間（2024年2月16日 ～ 2025年2月17日）	9.12

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第16期 計算期間（2015年2月17日 ～ 2016年2月15日）	124,032,171	10,592,842
第17期 計算期間（2016年2月16日 ～ 2017年2月15日）	17,393,529	11,855,677
第18期 計算期間（2017年2月16日 ～ 2018年2月15日）	33,961,459	17,679,802
第19期 計算期間（2018年2月16日 ～ 2019年2月15日）	181,897,955	20,457,826
第20期 計算期間（2019年2月16日 ～ 2020年2月17日）	17,875,811	14,586,474
第21期 計算期間（2020年2月18日 ～ 2021年2月15日）	76,824,036	9,929,111
第22期 計算期間（2021年2月16日 ～ 2022年2月15日）	243,674,900	21,837,303
第23期 計算期間（2022年2月16日 ～ 2023年2月15日）	31,017,881	16,235,023
第24期 計算期間（2023年2月16日 ～ 2024年2月15日）	23,603,869	25,821,151
第25期 計算期間（2024年2月16日 ～ 2025年2月17日）	41,789,341	38,671,290

（注）設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

（参考）マザーファンドの状況

国内株式マザーファンド

（１）投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（2025年2月28日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
株式	日本	7,795	97.44
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	205	2.56
合計（純資産総額）	—	8,000	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

イ．評価額上位銘柄（30銘柄）

（2025年2月28日現在）

	国名	種類	業 種	銘 柄 名	数 量 (株)	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	銀行業	三菱UFJフィナンシャル・グループ	180,400	1,982.50 357,643,000	1,903.00 343,301,200	4.29
2	日本	株式	電気機器	日立製作所	89,100	4,420.00 393,822,000	3,750.00 334,125,000	4.18
3	日本	株式	電気機器	ソニーグループ	86,100	3,857.00 332,087,700	3,739.00 321,927,900	4.02
4	日本	株式	銀行業	三井住友フィナンシャルグループ	79,500	3,877.00 308,221,500	3,792.00 301,464,000	3.77
5	日本	株式	輸送用機器	トヨタ自動車	111,000	2,773.50 307,858,500	2,689.00 298,479,000	3.73
6	日本	株式	卸売業	伊藤忠商事	34,400	6,428.00 221,123,200	6,669.00 229,413,600	2.87
7	日本	株式	電気機器	富士通	78,800	3,095.96 243,962,350	2,879.00 226,865,200	2.84
8	日本	株式	保険業	東京海上ホールディングス	41,400	5,168.00 213,955,200	5,297.00 219,295,800	2.74
9	日本	株式	電気機器	日本電気	14,700	15,450.00 227,115,000	14,465.00 212,635,500	2.66
10	日本	株式	機械	三菱重工業	105,900	2,115.00 223,978,500	1,987.00 210,423,300	2.63
11	日本	株式	小売業	パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	51,600	4,252.00 219,403,200	3,978.00 205,264,800	2.57
12	日本	株式	電気機器	キーエンス	3,100	64,810.00 200,911,000	59,410.00 184,171,000	2.30
13	日本	株式	輸送用機器	スズキ	97,400	1,930.00 187,982,000	1,821.00 177,365,400	2.22
14	日本	株式	不動産業	三井不動産	134,600	1,316.50 177,200,900	1,300.00 174,980,000	2.19
15	日本	株式	情報・通信業	カブコン	46,900	3,822.00 179,251,800	3,701.00 173,576,900	2.17
16	日本	株式	情報・通信業	KDDI	34,500	4,989.00 172,120,500	4,894.00 168,843,000	2.11
17	日本	株式	情報・通信業	コナミグループ	8,900	18,480.00 164,472,000	18,295.00 162,825,500	2.04
18	日本	株式	情報・通信業	オービックビジネスコンサルティング	22,400	7,308.00 163,699,200	7,204.00 161,369,600	2.02
19	日本	株式	サービス業	リクルートホールディングス	18,300	10,000.00 183,000,000	8,800.00 161,040,000	2.01
20	日本	株式	医薬品	中外製薬	20,300	7,387.00 149,956,100	7,487.00 151,986,100	1.90

21	日本	株式	情報・通信業	NTTデータグループ	53,100	3,050.00 161,955,000	2,777.00 147,458,700	1.84
22	日本	株式	小売業	パルグループホールディングス	47,600	3,310.00 157,556,000	3,090.00 147,084,000	1.84
23	日本	株式	精密機器	HOYA	8,300	19,210.00 159,443,000	17,495.00 145,208,500	1.82
24	日本	株式	化学	信越化学工業	28,400	4,662.00 132,400,800	4,492.00 127,572,800	1.59
25	日本	株式	小売業	ファーストリテイリング	2,600	49,800.00 129,480,000	45,470.00 118,222,000	1.48
26	日本	株式	サービス業	シグマクシス・ホールディングス	123,300	983.00 121,203,900	955.00 117,751,500	1.47
27	日本	株式	電気機器	東京エレクトロン	5,100	24,893.76 126,958,220	22,125.00 112,837,500	1.41
28	日本	株式	輸送用機器	川崎重工業	14,900	7,652.49 114,022,153	7,490.00 111,601,000	1.40
29	日本	株式	医薬品	サワイグループホールディングス	57,800	2,089.00 120,744,200	1,907.00 110,224,600	1.38
30	日本	株式	医薬品	第一三共	31,300	3,637.00 113,838,100	3,447.00 107,891,100	1.35

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別及び業種別比率

(2025年2月28日現在)

種類	業 種	投 資 比 率 (%)
株式	電気機器	20.20
株式	情報・通信業	11.16
株式	銀行業	9.83
株式	輸送用機器	7.34
株式	サービス業	7.09
株式	小売業	6.84
株式	機械	4.97
株式	医薬品	4.63
株式	化学	3.94
株式	建設業	3.69
株式	不動産業	3.26
株式	卸売業	2.87
株式	保険業	2.74
株式	食料品	2.25
株式	精密機器	1.82
株式	非鉄金属	1.64
株式	その他製品	1.20
株式	その他金融業	1.12
株式	陸運業	0.86
合計		97.44

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

国内債券マザーファンド

(1) 投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

(2025年2月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
国債証券	日本	8,566	81.23
地方債証券	日本	289	2.70
特殊債券	日本	539	5.12
社債券	日本	1,083	10.27
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	74	0.68
合計（純資産総額）	—	10,546	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

イ．評価額上位銘柄（30銘柄）

(2025年2月28日現在)

	国名	種類	銘柄名	券面総額 (円)	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)	クー ポン (%)	償還日
1	日本	国債証券	第352回利付 国債（10年）	230,000,000	97.08 223,295,500	97.19 223,553,100	2.12	0.10	2028.9.20
2	日本	国債証券	第367回利付 国債（10年）	195,000,000	93.32 181,975,950	93.60 182,525,850	1.73	0.20	2032.6.20
3	日本	国債証券	第461回利付 国債（2年）	180,000,000	99.63 179,335,800	99.64 179,353,800	1.70	0.40	2026.6.1
4	日本	国債証券	第364回利付 国債（10年）	185,000,000	93.68 173,319,100	93.94 173,801,950	1.65	0.10	2031.9.20
5	日本	国債証券	第372回利付 国債（10年）	180,000,000	96.28 173,314,800	96.44 173,608,200	1.65	0.80	2033.9.20
6	日本	国債証券	第369回利付 国債（10年）	180,000,000	94.81 170,668,800	95.07 171,135,000	1.62	0.50	2032.12.20
7	日本	国債証券	第365回利付 国債（10年）	182,000,000	93.37 169,942,500	93.64 170,430,260	1.62	0.10	2031.12.20
8	日本	国債証券	第153回利付 国債（20年）	170,000,000	98.87 168,085,800	98.96 168,242,200	1.60	1.30	2035.6.20
9	日本	国債証券	第368回利付 国債（10年）	177,000,000	92.95 164,528,530	93.20 164,972,850	1.56	0.20	2032.9.20
10	日本	国債証券	第361回利付 国債（10年）	164,000,000	94.56 155,091,520	94.78 155,439,200	1.47	0.10	2030.12.20
11	日本	国債証券	第371回利付 国債（10年）	160,000,000	93.35 149,373,300	93.60 149,774,400	1.42	0.40	2033.6.20
12	日本	国債証券	第167回利付 国債（5年）	150,000,000	97.68 146,527,500	97.83 146,755,500	1.39	0.40	2029.3.20
13	日本	国債証券	第355回利付 国債（10年）	145,000,000	96.16 139,433,450	96.37 139,736,500	1.33	0.10	2029.6.20
14	日本	国債証券	第373回利付 国債（10年）	145,000,000	94.34 136,793,000	94.50 137,038,050	1.30	0.60	2033.12.20
15	日本	国債証券	第177回利付 国債（20年）	170,000,000	79.71 135,508,700	79.64 135,399,900	1.28	0.40	2041.6.20
16	日本	国債証券	第175回利付 国債（5年）	130,000,000	99.35 129,157,100	99.54 129,403,300	1.23	0.90	2029.12.20

17	日本	国債証券	第149回利付 国債（20年）	125,000,000	101.49 126,868,750	101.65 127,073,750	1.20	1.50	2034.6.20
18	日本	国債証券	第1回利付国債 （30年）	117,000,000	107.89 126,234,810	108.06 126,440,730	1.20	2.80	2029.9.20
19	日本	国債証券	第346回利付 国債（10年）	126,000,000	98.58 124,218,360	98.63 124,273,800	1.18	0.10	2027.3.20
20	日本	国債証券	第164回利付 国債（20年）	141,000,000	86.73 122,301,990	86.81 122,409,150	1.16	0.50	2038.3.20
21	日本	国債証券	第366回利付 国債（10年）	127,000,000	93.71 119,020,590	93.99 119,368,570	1.13	0.20	2032.3.20
22	日本	国債証券	第359回利付 国債（10年）	125,000,000	95.13 118,921,450	95.30 119,128,750	1.13	0.10	2030.6.20
23	日本	国債証券	第370回利付 国債（10年）	125,000,000	94.49 118,117,500	94.75 118,448,750	1.12	0.50	2033.3.20
24	日本	国債証券	第154回利付 国債（5年）	120,000,000	98.13 117,766,800	98.18 117,825,600	1.12	0.10	2027.9.20
25	日本	国債証券	第349回利付 国債（10年）	120,000,000	97.92 117,507,600	97.96 117,554,400	1.11	0.10	2027.12.20
26	日本	国債証券	第353回利付 国債（10年）	121,000,000	96.78 117,106,220	96.91 117,270,780	1.11	0.10	2028.12.20
27	日本	国債証券	第363回利付 国債（10年）	120,000,000	93.96 112,757,100	94.24 113,097,600	1.07	0.10	2031.6.20
28	日本	国債証券	第155回利付 国債（20年）	116,000,000	95.42 110,696,480	95.53 110,814,800	1.05	1.00	2035.12.20
29	日本	国債証券	第161回利付 国債（20年）	123,000,000	89.14 109,650,810	89.17 109,682,790	1.04	0.60	2037.6.20
30	日本	国債証券	第149回利付 国債（5年）	110,000,000	98.83 108,722,900	98.87 108,760,300	1.03	0.01	2026.9.20

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別比率

（2025年2月28日現在）

種類	投資比率（%）
国債証券	81.23
地方債証券	2.70
特殊債券	5.12
社債券	10.27
合計	99.32

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

- ③その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

外国株式マザーファンド

（１）投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（2025年2月28日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	3,459	73.40
	イギリス	186	3.95
	カナダ	137	2.90
	スイス	132	2.81
	ドイツ	129	2.73
	フランス	114	2.42
	アイルランド	82	1.73
	オランダ	80	1.69
	オーストラリア	69	1.47
	スペイン	41	0.87
	イタリア	39	0.83
	デンマーク	34	0.72
	シンガポール	26	0.55
	スウェーデン	23	0.48
	ルクセンブルク	12	0.26
	リベリア	11	0.24
	ジャージー	6	0.12
	香港	5	0.10
	イスラエル	4	0.09
	ベルギー	3	0.07
	ノルウェー	3	0.06
	フィンランド	2	0.05
	キュラソー	2	0.04
	小計	4,600	97.60
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	69	1.47
	オーストラリア	8	0.18
	シンガポール	0	0.00
	小計	78	1.66
現金・預金・その他の資産 （負債差引後）	日本	35	0.74
合計（純資産総額）	—	4,713	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄（30銘柄）

（2025年2月28日現在）

	国／ 地域	種類	通貨	業 種	銘 柄 名	数量 (株)	簿価単価 (現地通貨) 簿価金額 (円)	時価単価 (現地通貨) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	USドル	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	APPLE INC	7,033	244.60 257,473,080	237.30 249,788,887	5.30
2	アメリカ	株式	USドル	半導体・半導体製造装置	NVIDIA CORP	11,633	138.85 241,753,277	120.15 209,194,499	4.44
3	アメリカ	株式	USドル	ソフトウェア・サービス	MICROSOFT CORP	3,245	408.43 198,365,935	392.53 190,643,636	4.05
4	アメリカ	株式	USドル	一般消費財・サービス流通・小売り	AMAZON.COM INC	4,590	228.68 157,099,798	208.74 143,401,311	3.04
5	アメリカ	株式	USドル	メディア・娯楽	META PLATFORMS INC	1,107	736.38 122,008,016	658.24 109,060,290	2.31
6	アメリカ	株式	USドル	メディア・娯楽	ALPHABET INC-CL A	2,894	185.23 80,231,444	168.50 72,984,929	1.55
7	アメリカ	株式	USドル	半導体・半導体製造装置	BROADCOM INC	2,320	233.04 80,919,504	197.80 68,682,964	1.46
8	アメリカ	株式	USドル	メディア・娯楽	ALPHABET INC-CL C	2,493	186.87 69,726,300	170.21 63,509,999	1.35
9	アメリカ	株式	USドル	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	ELI LILLY & CO	445	844.27 56,231,041	905.16 60,286,507	1.28
10	アメリカ	株式	USドル	銀行	JPMORGAN CHASE & CO	1,490	276.59 61,681,865	259.05 57,770,300	1.23
11	アメリカ	株式	USドル	自動車・自動車部品	TESLA, INC	1,361	355.84 72,484,917	281.95 57,433,460	1.22
12	アメリカ	株式	USドル	金融サービス	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	609	479.88 43,741,481	502.41 45,794,184	0.97
13	アメリカ	株式	USドル	金融サービス	VISA INC-CLASS A SHARES	821	353.81 43,475,843	355.74 43,713,000	0.93
14	アメリカ	株式	USドル	生活必需品流通・小売り	COSTCO WHOLESALE CORP	269	1,071.85 43,153,999	1,021.71 41,135,301	0.87
15	アメリカ	株式	USドル	生活必需品流通・小売り	WALMART INC	2,773	104.04 43,180,232	96.79 40,171,228	0.85
16	アメリカ	株式	USドル	メディア・娯楽	NETFLIX INC	265	1,058.60 41,986,775	963.07 38,197,812	0.81
17	アメリカ	株式	USドル	金融サービス	MASTERCARD INC-CLASS A	439	564.76 37,107,629	564.82 37,111,571	0.79
18	アメリカ	株式	USドル	エネルギー	EXXON MOBIL CORP	2,000	108.24 32,400,561	110.15 32,972,301	0.70
19	アメリカ	株式	USドル	家庭用品・パーソナル用品	PROCTER & GAMBLE CO/THE	1,263	162.89 30,791,619	171.97 32,508,041	0.69
20	アメリカ	株式	USドル	一般消費財・サービス流通・小売り	HOME DEPOT INC	544	409.50 33,341,686	390.27 31,775,970	0.67
21	ドイツ	株式	ユーロ	ソフトウェア・サービス	SAP SE	746	276.95 32,147,691	267.50 31,050,758	0.66
22	アメリカ	株式	USドル	ヘルスケア機器・サービス	UNITEDHEALTH GROUP INC	440	523.51 34,475,646	468.56 30,856,925	0.65
23	アメリカ	株式	USドル	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	JOHNSON & JOHNSON	1,199	156.15 28,021,793	163.73 29,382,057	0.62

24	アメリカ	株式	USドル	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	ABBVIE INC	913	192.87 26,355,436	205.02 28,015,718	0.59
25	アメリカ	株式	USドル	銀行	BANK OF AMERICA CORP	4,100	46.96 28,816,863	44.12 27,074,105	0.57
26	アメリカ	株式	USドル	食品・飲料・タバコ	COCA-COLA CO/THE	2,479	68.87 25,552,969	70.87 26,295,032	0.56
27	アメリカ	株式	USドル	ソフトウェア・サービス	ORACLE CORP	1,028	174.16 26,796,389	164.76 25,350,098	0.54
28	アメリカ	株式	USドル	銀行	WELLS FARGO & CO	1,985	79.98 23,761,654	76.62 22,763,415	0.48
29	アメリカ	株式	USドル	ソフトウェア・サービス	SALESFORCE INC	500	326.54 24,436,620	294.90 22,068,841	0.47
30	アメリカ	株式	USドル	金融サービス	GOLDMAN SACHS GROUP INC	241	660.55 23,826,348	608.00 21,930,845	0.47

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別及び業種別比率

(2025年2月28日現在)

種類	業 種	投 資 比 率 (%)
株式	ソフトウェア・サービス	9.93
株式	半導体・半導体製造装置	8.45
株式	金融サービス	8.10
株式	資本財	7.45
株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.03
株式	メディア・娯楽	7.02
株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.01
株式	銀行	6.71
株式	一般消費財・サービス流通・小売り	5.37
株式	ヘルスケア機器・サービス	3.83
株式	エネルギー	3.71
株式	素材	3.15
株式	保険	2.90
株式	公益事業	2.34
株式	食品・飲料・タバコ	2.31
株式	生活必需品流通・小売り	2.24
株式	消費者サービス	1.94
株式	商業・専門サービス	1.59
株式	自動車・自動車部品	1.56
株式	家庭用品・パーソナル用品	1.33
株式	運輸	1.16
株式	電気通信サービス	1.11
株式	耐久消費財・アパレル	1.11
株式	不動産管理・開発	0.23
	小計	97.60
新株予約権証券	ソフトウェア・サービス	0.00
投資証券	不動産	1.66
	合計	99.26

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種（種類）の評価額比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

外国債券マザーファンド

(1) 投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

(2025年2月28日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	986	51.23
	ドイツ	174	9.03
	中国	167	8.66
	イタリア	124	6.44
	イギリス	99	5.15
	フランス	92	4.78
	スペイン	79	4.13
	カナダ	37	1.91
	オーストラリア	34	1.75
	オーストリア	25	1.28
	オランダ	24	1.22
	ベルギー	22	1.13
	メキシコ	12	0.63
	ポーランド	10	0.51
	シンガポール	8	0.43
	スウェーデン	5	0.24
	ノルウェー	4	0.19
	小計	1,899	98.71
現金・預金・その他の資産 （負債差引後）	日本	25	1.29
合計（純資産総額）	－	1,924	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

イ．評価額上位銘柄（30銘柄）

(2025年2月28日現在)

	国／ 地域	通貨	種類	銘 柄 名	券面総額 (現地通貨)	簿価単価 (現地通貨) 簿価金額 (円)	時価単価 (現地通貨) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)	クー ポン (%)	償還日
1	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	1,600,000	95.72 229,233,635	96.47 231,039,030	12.01	2.88	2028.5.15
2	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	1,360,000	95.99 195,393,249	96.46 196,347,395	10.21	2.38	2027.5.15
3	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	970,000	96.18 139,644,916	96.40 139,965,331	7.28	0.75	2026.3.31
4	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	1,020,000	89.43 136,535,345	90.75 138,556,944	7.20	2.75	2032.8.15
5	ドイツ	ユーロ	国債証券	DEUTSCHLAND REP	770,000	95.51 114,432,441	95.77 114,743,952	5.96	0.50	2028.2.15
6	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	890,000	65.91 87,806,886	67.41 89,804,981	4.67	2.25	2046.8.15
7	イタリア	ユーロ	国債証券	BTPS	490,000	93.08 70,967,915	93.39 71,204,271	3.70	1.65	2030.12.1
8	フランス	ユーロ	国債証券	FRANCE O.A.T.	480,000	92.83 69,334,102	93.13 69,561,157	3.62	1.50	2031.5.25
9	イギリス	イギリス ポンド	国債証券	UK TSY GILT	330,000	106.96 66,593,612	106.94 66,583,471	3.46	6.00	2028.12.7

10	中国	オフショア人民元	国債証券	CHINA GOVT BOND	3,000,000	108.68 66,825,562	108.02 66,415,848	3.45	3.02	2031.5.27
11	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	500,000	82.69 61,882,113	83.74 62,671,389	3.26	0.63	2030.5.15
12	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	500,000	68.48 51,250,281	70.06 52,429,809	2.73	1.88	2041.2.15
13	中国	オフショア人民元	国債証券	CHINA GOVT BOND	2,000,000	105.72 43,337,144	104.68 42,911,356	2.23	2.35	2034.2.25
14	スペイン	ユーロ	国債証券	SPANISH GOV'T	310,000	86.52 41,735,354	86.67 41,808,167	2.17	0.70	2032.4.30
15	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	270,000	98.52 39,815,879	98.60 39,846,334	2.07	2.25	2025.11.15
16	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	470,000	48.48 34,107,658	49.82 35,046,047	1.82	1.25	2050.5.15
17	中国	オフショア人民元	国債証券	CHINA GOVT BOND	1,600,000	105.16 34,485,416	104.63 34,312,741	1.78	2.75	2029.6.15
18	ドイツ	ユーロ	国債証券	DEUTSCHLAND REP	240,000	83.01 31,001,121	82.42 30,778,924	1.60	1.80	2053.8.15
19	オーストラリア	オーストラリアドル	国債証券	AUSTRALIAN GOVT.	330,000	96.16 29,585,412	96.35 29,645,713	1.54	2.75	2028.11.21
20	カナダ	カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T	280,000	100.09 29,036,037	100.32 29,102,058	1.51	2.75	2027.9.1
21	イタリア	ユーロ	国債証券	BTPS	170,000	102.18 27,028,653	102.16 27,023,627	1.40	4.50	2026.3.1
22	イタリア	ユーロ	国債証券	BTPS	240,000	69.42 25,924,204	68.99 25,763,625	1.34	2.15	2052.9.1
23	イギリス	イギリスポンド	国債証券	UK TSY GILT	360,000	35.17 23,889,417	34.63 23,519,864	1.22	1.13	2073.10.22
24	中国	オフショア人民元	国債証券	CHINA GOVT BOND	900,000	128.03 23,616,568	124.26 22,921,615	1.19	3.19	2053.4.15
25	フランス	ユーロ	国債証券	FRANCE O.A.T.	290,000	50.04 22,584,358	49.58 22,372,569	1.16	0.75	2053.5.25
26	スペイン	ユーロ	国債証券	SPANISH GOV'T	130,000	100.68 20,365,651	100.75 20,380,996	1.06	2.80	2026.5.31
27	オーストリア	ユーロ	国債証券	REP OF AUSTRIA	130,000	95.53 19,323,808	95.77 19,372,355	1.01	0.75	2028.2.20
28	スペイン	ユーロ	国債証券	SPANISH GOV'T	120,000	93.37 17,435,614	92.18 17,213,362	0.89	3.45	2066.7.30
29	オランダ	ユーロ	国債証券	NETHERLANDS GOVT	110,000	91.61 15,681,217	91.80 15,712,488	0.82	0.00	2029.1.15
30	ドイツ	ユーロ	国債証券	BUNDESSCHATZANW	90,000	100.97 14,139,838	101.01 14,145,440	0.74	2.90	2026.6.18

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別比率

(2025年2月28日現在)

種類	投 資 比 率 (%)
国債証券	98.71
合計	98.71

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) 運用実績

青のライフキャンパス・ファンド（標準型）

2025年2月28日現在

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は収益分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算したものです。
※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。

分配の推移(1万口当たり、税引き前)

2025年2月	100円
2024年2月	100円
2023年2月	0円
2022年2月	50円
2021年2月	1,170円
設定来累計	5,100円

主要な資産の状況

●組入上位銘柄

国内株式 マザーファンド		銘柄名(銘柄数 59)		業種	比率
		三菱UFJフィナンシャル・グループ		銀行業	1.4%
		日立製作所		電気機器	1.4%
		ソニーグループ		電気機器	1.3%
国内債券 マザーファンド		銘柄名(銘柄数 132)		償還年月日	比率
		第352回利付国債(10年)		2028/9/20	0.8%
		第367回利付国債(10年)		2032/6/20	0.6%
		第461回利付国債(2年)		2026/6/1	0.6%
外国株式 マザーファンド		銘柄名(銘柄数 株式 455 投資証券 14)		国	業種
		APPLE INC		アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器
		NVIDIA CORP		アメリカ	半導体・半導体製造装置
外国債券 マザーファンド		銘柄名(銘柄数 44)		国	償還年月日
		US TREASURY N/B 2.875		アメリカ	2028/5/15
		US TREASURY N/B 2.375		アメリカ	2027/5/15

※組入上位銘柄の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。

※外国株式の業種はGICS(世界産業分類基準)によるものです。

世界産業分類基準(GICS®)は、S&PとMSCIによって作成され、同一社の独占的財産かつ商標です。MSCI、S&P、およびGICS分類の作成または編纂に関与したその他の当事者のいずれも、かかる基準または分類(またはそれを利用することで得られる結果)に関して、いかなる明示的または黙示的な保証または保証も行わず、かかる当事者はすべて、かかる基準または分類に関して、独自性、正確性、完全性、商品性または特定目的への適合性のすべての保証を本書により明示的に否認します。前述の内容に制限を加えることなく、いかなる場合でも、MSCI、S&P、その関連会社またはGICS分類の作成または編纂に関わるいかなる第三者も、いかなる直接的、間接的、特別、懲戒的、派生的、またはその他の損害(逸失利益を含む)について、たとえかかる損害の可能性について知らされていたとしても、責任を負いません。

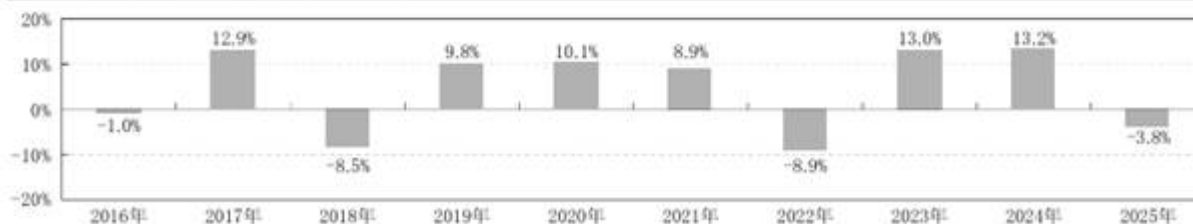
●投資比率

国内株式	32.4%
国内債券	36.3%
外国株式	16.1%
外国債券	9.3%
現金・預金等	6.0%
合計	100.0%

※投資比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。
※外国株式には、投資証券を含みます。

※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2025年は年初から2月末までの収益率を表示しています。

- ◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。
- ◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）

2025年2月28日現在

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は収益分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算したものです。
※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。

分配の推移(1万口当たり、税引き前)

2025年2月	100円
2024年2月	100円
2023年2月	0円
2022年2月	50円
2021年2月	1,580円
設定来累計	5,470円

主要な資産の状況

●組入上位銘柄

国内株式 マザーファンド	銘柄名(銘柄数 59)		業種	比率
	三菱UFJフィナンシャル・グループ		銀行業	1.9%
	日立製作所		電気機器	1.9%
	ソニーグループ		電気機器	1.8%
	三井住友フィナンシャルグループ		銀行業	1.7%
国内債券 マザーファンド	銘柄名(銘柄数 132)		償還年月日	比率
	第352回利付国債(10年)		2028/9/20	0.5%
	第367回利付国債(10年)		2032/6/20	0.4%
外国株式 マザーファンド	銘柄名(銘柄数 株式 455 投資証券 14)	国	業種	比率
	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー/ハードウェアおよびデバイス	1.0%
	NVIDIA CORP	アメリカ	半導体・半導体製造装置	0.8%
外国債券 マザーファンド	銘柄名(銘柄数 44)		償還年月日	比率
	US TREASURY N/B 2.875		2028/5/15	1.4%
	US TREASURY N/B 2.375		2027/5/15	1.2%

※組入上位銘柄の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。
※外国株式の業種はGICS(世界産業分類基準)によるものです。

●投資比率

国内株式	43.3%
国内債券	21.3%
外国株式	18.2%
外国債券	11.2%
現金・預金等	6.1%
合計	100.0%

※投資比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。
※外国株式には、投資証券を含みます。
※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

年間収益率の推移（暦年ベース）



※ファンドの収益率は分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2025年は年初から2月末までの収益率を表示しています。

- ◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。
- ◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ①ファンドの購入申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。購入申込は、毎営業日に販売会社で受付けます。購入申込の受付は、原則として営業日の午後3時30分までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ②申込方法には、収益の分配時に収益分配金を受取る「一般コース」と、収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動継続投資コース」があります。販売会社によりお取扱いが可能なコース等が異なる場合がありますのでご注意ください。

「自動継続投資コース」を選択された場合には、販売会社との間で「自動継続投資契約^{*}」を締結していただきます。

^{*}異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。
- ③受益権の購入価額（発行価格）は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。購入価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。
- ④ファンドの購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社（委託会社の指定する口座管理機関を含みます。）は、当該購入申込の代金の支払と引き換えに、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- ⑤申込手数料につきましては、前述「第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。
- ⑥購入申込者は、購入代金を払込期日までにお申込の販売会社に支払うものとします。払込期日につきましては、販売会社までお問い合わせください。
- ⑦金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入申込の受付を中止することおよびすでに受付けた購入申込の受付を取消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

- ①受益者は、販売会社が定める単位をもって委託会社に換金申込を行うことができます。換金申込の受付は、原則として営業日の午後3時30分までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ②委託会社は、換金申込を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- ③ファンドの換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④換金価額（解約価額）は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤換金申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付を中止することおよびすでに受付けた換金申込の受付を取消すことができます。なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った前日および当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとして④の規定に準じて計算された価額とします。

- ⑦換金代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払開始日が遅延する場合があります。
- ⑧換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは信託財産の純資産総額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

①ファンドの主な投資対象

マザーファンド：原則としてファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

②マザーファンドの主な投資対象

- ・国内株式：原則として基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。
- ・外国株式：原則として金融商品取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。
- ・公 社 債：a. 上場銘柄

原則として、金融商品取引所の計算日における最終相場により評価します。

計算日に最終相場がない場合には計算日の気配相場により評価します。

b. 非上場銘柄

原則として、以下のいずれかから入手した価額で評価します。

- ・日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）
- ・金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場は除く。）
- ・価格情報会社の提供する価額

※残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法により評価することができます。

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <https://www.tdasstet.co.jp/>

(2)【保管】

ありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は原則無期限ですが、後述「（5）その他 ①信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年2月16日から翌年2月15日までとします。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

①信託の終了

a. ファンドの繰上償還

- (1) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- (2) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- (3) 委託会社は、(1)、(2)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対し書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (4) (3)の公告および書面には、受益者で異議のある者は、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (5) (4)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、(1)、(2)の信託契約の解約をしません。
- (6) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (7) (4)から(6)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(4)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

- b. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- c. 委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「②信託約款の変更d」に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- d. 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、aの信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前述の規定にしたがいます。

③関係法人との契約の更改に関する手続き

委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。

④公告

委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ(<https://www.tdasst.co.jp/>)に掲載します。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤運用にかかる報告等開示方法

毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。

（１）収益分配金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等にて行うものとします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

上記に関わらず自動継続投資コースを選択した受益者に対しては、分配金は税引後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（２）償還金の請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払を開始します。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金申込を販売会社を通じて委託会社に申込することができます。権利行使の方法等については、前述「２換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、第25期計算期間(2024年2月16日から2025年2月17日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【青のライフキャンパス・ファンド（標準型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第24期 (2024年2月15日現在)	第25期 (2025年2月17日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	68,093,814	105,940,710
親投資信託受益証券	1,820,563,608	1,903,762,086
未収利息	—	1,307
流動資産合計	1,888,657,422	2,009,704,103
資産合計	1,888,657,422	2,009,704,103
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	16,374,581	16,514,365
未払解約金	2	58
未払受託者報酬	783,877	884,315
未払委託者報酬	10,974,192	12,380,351
未払利息	67	—
その他未払費用	156,705	176,801
流動負債合計	28,289,424	29,955,890
負債合計	28,289,424	29,955,890
純資産の部		
元本等		
元本	1,637,458,102	1,651,436,533
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	222,909,896	328,311,680
（分配準備積立金）	225,986,024	326,507,358
元本等合計	1,860,367,998	1,979,748,213
純資産合計	1,860,367,998	1,979,748,213
負債純資産合計	1,888,657,422	2,009,704,103

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第24期 (自 2023年2月16日 至 2024年2月15日)	第25期 (自 2024年2月16日 至 2025年2月17日)
営業収益		
受取利息	305	108,730
有価証券売買等損益	288,203,801	146,198,478
営業収益合計	288,204,106	146,307,208
営業費用		
支払利息	37,251	1,745
受託者報酬	1,513,911	1,734,616
委託者報酬	21,194,591	24,284,467
その他費用	302,648	346,804
営業費用合計	23,048,401	26,367,632
営業利益	265,155,705	119,939,576
経常利益	265,155,705	119,939,576
当期純利益	265,155,705	119,939,576
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	1,055,473	777,740
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△26,556,906	222,909,896
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,741,151	4,849,329
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	310,617	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,430,534	4,849,329
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	2,095,016
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	2,095,016
分配金	16,374,581	16,514,365
期末剰余金又は期末欠損金（△）	222,909,896	328,311,680

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、2024年2月16日から2025年2月17日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第24期 (2024年2月15日現在)	第25期 (2025年2月17日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 1,637,458,102口	1 計算期間の末日における受益権の総数 1,651,436,533口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1361円 (1万口当たり純資産額 11,361円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1988円 (1万口当たり純資産額 11,988円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

期 別 項 目	第24期 (自 2023年2月16日 至 2024年2月15日)	第25期 (自 2024年2月16日 至 2025年2月17日)
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等収益（0円）、費用控除後有価証券売買等損益（229,821,021円）、収益調整金（6,889,872円）、及び分配準備積立金（12,539,584円）より、分配対象収益は249,250,477円（1万口当たり1,522円）であり、うち16,374,581円（1万口当たり100円）を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後配当等収益（88,529円）、費用控除後有価証券売買等損益（119,036,893円）、収益調整金（10,967,499円）、及び分配準備積立金（223,896,301円）より、分配対象収益は353,989,222円（1万口当たり2,143円）であり、うち16,514,365円（1万口当たり100円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第24期 （自 2023年2月16日 至 2024年2月15日）	第25期 （自 2024年2月16日 至 2025年2月17日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第24期 (2024年2月15日現在)	第25期 (2025年2月17日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第24期 (自 2023年2月16日 至 2024年2月15日)	第25期 (自 2024年2月16日 至 2025年2月17日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

期 別 項 目	第24期 (自 2023年2月16日 至 2024年2月15日)	第25期 (自 2024年2月16日 至 2025年2月17日)
期首元本額	1,634,962,019 円	1,637,458,102 円
期中追加設定元本額	21,882,708 円	29,335,543 円
期中一部解約元本額	19,386,625 円	15,357,112 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第24期（自 2023年2月16日 至 2024年2月15日）

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	252,257,784 円
合計	252,257,784 円

第25期（自 2024年2月16日 至 2025年2月17日）

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	127,298,563 円
合計	127,298,563 円

3 デリバティブ取引関係
第24期（自 2023年2月16日 至 2024年2月15日）
該当事項はありません。

第25期（自 2024年2月16日 至 2025年2月17日）
該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

①有価証券明細表

a. 株式

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

(2025年2月17日現在)

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	283,462,004	678,296,229	
	国内債券マザーファンド	536,102,246	708,191,066	
	外国株式マザーファンド	50,754,241	331,861,680	
	外国債券マザーファンド	52,559,206	185,413,111	
合計		922,877,697	1,903,762,086	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第24期 (2024年2月15日現在)	第25期 (2025年2月17日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	72,235,000	117,409,152
親投資信託受益証券	2,041,588,509	2,175,130,728
未収利息	—	1,448
流動資産合計	2,113,823,509	2,292,541,328
資産合計	2,113,823,509	2,292,541,328
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	17,433,924	17,465,105
未払解約金	59,992	45
未払受託者報酬	865,209	1,000,124
未払委託者報酬	12,112,880	14,001,699
未払利息	72	—
その他未払費用	172,977	199,962
流動負債合計	30,645,054	32,666,935
負債合計	30,645,054	32,666,935
純資産の部		
元本等		
元本	1,743,392,483	1,746,510,534
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	339,785,972	513,363,859
（分配準備積立金）	410,619,969	572,543,595
元本等合計	2,083,178,455	2,259,874,393
純資産合計	2,083,178,455	2,259,874,393
負債純資産合計	2,113,823,509	2,292,541,328

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第24期 (自 2023年2月16日 至 2024年2月15日)	第25期 (自 2024年2月16日 至 2025年2月17日)
営業収益		
受取利息	329	123,911
有価証券売買等損益	398,420,416	219,542,219
営業収益合計	398,420,745	219,666,130
営業費用		
支払利息	40,470	1,826
受託者報酬	1,655,891	1,961,432
委託者報酬	23,182,366	27,460,017
その他費用	331,053	392,164
営業費用合計	25,209,780	29,815,439
営業利益	373,210,965	189,850,691
経常利益	373,210,965	189,850,691
当期純利益	373,210,965	189,850,691
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	2,324,997	1,453,246
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△16,396,701	339,785,972
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,730,629	10,201,229
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	232,652	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,497,977	10,201,229
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	7,555,682
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	7,555,682
分配金	17,433,924	17,465,105
期末剰余金又は期末欠損金（△）	339,785,972	513,363,859

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、2024年2月16日から2025年2月17日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第24期 (2024年2月15日現在)	第25期 (2025年2月17日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 1,743,392,483口	1 計算期間の末日における受益権の総数 1,746,510,534口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1949円 (1万口当たり純資産額 11,949円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2939円 (1万口当たり純資産額 12,939円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

期 別 項 目	第24期 (自 2023年2月16日 至 2024年2月15日)	第25期 (自 2024年2月16日 至 2025年2月17日)
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等収益（0円）、費用控除後有価証券売買等損益（339,798,156円）、収益調整金（63,545,242円）、及び分配準備積立金（88,255,737円）より、分配対象収益は491,599,135円（1万口当たり2,819円）であり、うち17,433,924円（1万口当たり100円）を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後配当等収益（104,198円）、費用控除後有価証券売買等損益（188,254,290円）、収益調整金（73,362,999円）、及び分配準備積立金（401,650,212円）より、分配対象収益は663,371,699円（1万口当たり3,798円）であり、うち17,465,105円（1万口当たり100円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第24期 （自 2023年2月16日 至 2024年2月15日）	第25期 （自 2024年2月16日 至 2025年2月17日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第24期 (2024年2月15日現在)	第25期 (2025年2月17日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第24期 (自 2023年2月16日 至 2024年2月15日)	第25期 (自 2024年2月16日 至 2025年2月17日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

期 別 項 目	第24期 (自 2023年2月16日 至 2024年2月15日)	第25期 (自 2024年2月16日 至 2025年2月17日)
期首元本額	1,745,609,765 円	1,743,392,483 円
期中追加設定元本額	23,603,869 円	41,789,341 円
期中一部解約元本額	25,821,151 円	38,671,290 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第24期（自 2023年2月16日 至 2024年2月15日）

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	358,843,186 円
合計	358,843,186 円

第25期（自 2024年2月16日 至 2025年2月17日）

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	199,030,481 円
合計	199,030,481 円

3 デリバティブ取引関係
第24期（自 2023年2月16日 至 2024年2月15日）
該当事項はありません。

第25期（自 2024年2月16日 至 2025年2月17日）
該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

①有価証券明細表

a. 株式

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

(2025年2月17日現在)

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	429,121,137	1,026,843,968	
	国内債券マザーファンド	355,757,181	469,955,236	
	外国株式マザーファンド	64,930,176	424,552,448	
	外国債券マザーファンド	71,938,962	253,779,076	
合計		921,747,456	2,175,130,728	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「国内株式マザーファンド」、「国内債券マザーファンド」、「外国株式マザーファンド」、及び「外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

（１）貸借対照表

国内株式マザーファンド

（単位：円）

対象年月日	（2024年2月15日現在）	（2025年2月17日現在）
科 目	金額	金額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	98,594,555	196,918,879
株式	8,112,425,410	8,231,708,550
未収入金	169,973,435	69,962,082
未収配当金	17,664,700	12,770,300
未収利息	—	2,429
流動資産合計	8,398,658,100	8,511,362,240
資産合計	8,398,658,100	8,511,362,240
負債の部		
流動負債		
未払金	168,313,241	68,574,078
未払利息	98	—
流動負債合計	168,313,339	68,574,078
負債合計	168,313,339	68,574,078
純資産の部		
元本等		
元本	3,943,632,147	3,528,306,397
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,286,712,614	4,914,481,765
元本等合計	8,230,344,761	8,442,788,162
純資産合計	8,230,344,761	8,442,788,162
負債純資産合計	8,398,658,100	8,511,362,240

国内債券マザーファンド

（単位：円）

科 目	対象年月日	（2024年2月15日現在）	（2025年2月17日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		119,173,439	50,898,245
国債証券		8,215,484,480	8,568,210,010
地方債証券		292,459,000	283,557,000
特殊債券		798,908,863	539,019,808
社債券		898,434,396	1,081,825,530
未収利息		14,719,575	17,553,789
前払費用		1,011,416	1,143,459
流動資産合計		10,340,191,169	10,542,207,841
資産合計		10,340,191,169	10,542,207,841
負債の部			
流動負債			
未払利息		118	—
流動負債合計		118	—
負債合計		118	—
純資産の部			
元本等			
元本		7,549,755,086	7,980,674,632
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		2,790,435,965	2,561,533,209
元本等合計		10,340,191,051	10,542,207,841
純資産合計		10,340,191,051	10,542,207,841
負債純資産合計		10,340,191,169	10,542,207,841

外国株式マザーファンド

（単位：円）

科 目	対象年月日	（2024年2月15日現在）	（2025年2月17日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		15,246,901	14,581,090
コール・ローン		17,911,287	16,987,943
株式		4,459,979,489	4,868,969,098
投資証券		77,008,959	79,545,037
未収入金		10,918,742	—
未収配当金		3,379,219	3,433,238
未収利息		—	209
流動資産合計		4,584,444,597	4,983,516,615
資産合計		4,584,444,597	4,983,516,615
負債の部			
流動負債			
未払金		11,826,667	—
未払利息		17	—
流動負債合計		11,826,684	—
負債合計		11,826,684	—
純資産の部			
元本等			
元本		867,178,705	762,163,357
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		3,705,439,208	4,221,353,258
元本等合計		4,572,617,913	4,983,516,615
純資産合計		4,572,617,913	4,983,516,615
負債純資産合計		4,584,444,597	4,983,516,615

外国債券マザーファンド

(単位：円)

科 目	対象年月日	(2024年2月15日現在)	(2025年2月17日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		3,647,473	1,870,666
コール・ローン		7,019,803	4,827,410
国債証券		2,343,981,553	1,926,563,970
未収利息		9,274,906	13,952,872
前払費用		13,979,542	3,256,468
流動資産合計		2,377,903,277	1,950,471,386
資産合計		2,377,903,277	1,950,471,386
負債の部			
流動負債			
未払利息		6	—
流動負債合計		6	—
負債合計		6	—
純資産の部			
元本等			
元本		699,200,504	552,909,262
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		1,678,702,767	1,397,562,124
元本等合計		2,377,903,271	1,950,471,386
純資産合計		2,377,903,271	1,950,471,386
負債純資産合計		2,377,903,277	1,950,471,386

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)株式、新株予約権証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場又は気配相場）で評価しております。 (2)国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、市場価額のあるものについてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）、金融商品取引所に上場されていないものについては、以下のいずれかから入手した価額で評価しております。 ①日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）値段 ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない） ③価額情報会社の提供する価額 なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む。）で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利益を害しないと投資信託委託会社が判断した場合には、当該方式によって評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 国内有価証券については、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 外国有価証券については、原則として配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には、入金日基準で計上しております。 (2)有価証券売買等損益、為替差損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

（2024年2月15日現在）		（2025年2月17日現在）	
1 計算期間の末日における受益権の総数		1 計算期間の末日における受益権の総数	
国内株式マザーファンド	3,943,632,147口	国内株式マザーファンド	3,528,306,397口
国内債券マザーファンド	7,549,755,086口	国内債券マザーファンド	7,980,674,632口
外国株式マザーファンド	867,178,705口	外国株式マザーファンド	762,163,357口
外国債券マザーファンド	699,200,504口	外国債券マザーファンド	552,909,262口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
国内株式マザーファンド		国内株式マザーファンド	
1口当たり純資産額	2.0870円	1口当たり純資産額	2.3929円
(1万口当たり純資産額	20,870円)	(1万口当たり純資産額	23,929円)
国内債券マザーファンド		国内債券マザーファンド	
1口当たり純資産額	1.3696円	1口当たり純資産額	1.3210円
(1万口当たり純資産額	13,696円)	(1万口当たり純資産額	13,210円)
外国株式マザーファンド		外国株式マザーファンド	
1口当たり純資産額	5.2730円	1口当たり純資産額	6.5386円
(1万口当たり純資産額	52,730円)	(1万口当たり純資産額	65,386円)
外国債券マザーファンド		外国債券マザーファンド	
1口当たり純資産額	3.4009円	1口当たり純資産額	3.5277円
(1万口当たり純資産額	34,009円)	(1万口当たり純資産額	35,277円)

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	対象年月日	(2024年2月15日現在)	(2025年2月17日現在)
国内株式マザーファンド			
期首元本額		4,711,587,190 円	3,943,632,147 円
期中追加設定元本額		217,176,583 円	65,058,713 円
期中一部解約元本額		985,131,626 円	480,384,463 円
期末元本額		3,943,632,147 円	3,528,306,397 円
元本の内訳＊			
青のライフキャンバス・ファンド（標準型）		307,759,871 円	283,462,004 円
赤のライフキャンバス・ファンド（積極型）		454,519,687 円	429,121,137 円
T & D国内株式オープンS A（適格機関投資家専用）		3,181,352,589 円	2,815,723,256 円
合計		3,943,632,147 円	3,528,306,397 円
国内債券マザーファンド			
期首元本額		7,057,710,788 円	7,549,755,086 円
期中追加設定元本額		1,226,158,373 円	923,095,256 円
期中一部解約元本額		734,114,075 円	492,175,710 円
期末元本額		7,549,755,086 円	7,980,674,632 円
元本の内訳＊			
青のライフキャンバス・ファンド（標準型）		486,702,007 円	536,102,246 円
赤のライフキャンバス・ファンド（積極型）		321,108,392 円	355,757,181 円
T & D国内債券オープン（非課税適格機関投資家専用）		2,433,534,092 円	2,553,810,895 円
T & D国内債券オープンS A（適格機関投資家専用）		4,308,410,595 円	4,535,004,310 円
合計		7,549,755,086 円	7,980,674,632 円
外国株式マザーファンド			
期首元本額		1,021,916,530 円	867,178,705 円
期中追加設定元本額		119,812,058 円	31,908,574 円
期中一部解約元本額		274,549,883 円	136,923,922 円
期末元本額		867,178,705 円	762,163,357 円
元本の内訳＊			
青のライフキャンバス・ファンド（標準型）		54,798,461 円	50,754,241 円
赤のライフキャンバス・ファンド（積極型）		68,963,026 円	64,930,176 円
T & D外国株式オープンS A（適格機関投資家専用）		743,417,218 円	646,478,940 円
合計		867,178,705 円	762,163,357 円
外国債券マザーファンド			
期首元本額		730,135,938 円	699,200,504 円
期中追加設定元本額		256,334,432 円	82,004,004 円
期中一部解約元本額		287,269,866 円	228,295,246 円
期末元本額		699,200,504 円	552,909,262 円

元本の内訳＊		
青のライフキャンパス・ ファンド（標準型）	65,491,313 円	52,559,206 円
赤のライフキャンパス・ ファンド（積極型）	85,146,236 円	71,938,962 円
T & D外国債券オープン S A（適格機関投資家専 用）	548,562,955 円	387,852,576 円
T & D外国債券アクティ ブオープンP F（非課税 適格機関投資家専用）	－ 円	40,558,518 円
合計	699,200,504 円	552,909,262 円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

（自 2023年2月16日 至 2024年2月15日）

種類		貸借対照表計上額		当計算期間の損益に 含まれた評価差額	
株式		12,572,404,899	円	2,396,870,265	円
	内 国内株式マザーファンド	8,112,425,410	円	1,577,702,042	円
	内 外国株式マザーファンド	4,459,979,489	円	819,168,223	円
国債証券		10,559,466,033	円	△105,147,317	円
	内 国内債券マザーファンド	8,215,484,480	円	△121,444,490	円
	内 外国債券マザーファンド	2,343,981,553	円	16,297,173	円
地方債証券	内 国内債券マザーファンド	292,459,000	円	1,504,000	円
特殊債券	内 国内債券マザーファンド	798,908,863	円	△2,935,792	円
社債券	内 国内債券マザーファンド	898,434,396	円	△2,758,000	円
投資証券	内 外国株式マザーファンド	77,008,959	円	4,819,085	円
合計		25,198,682,150	円	2,292,352,241	円

（自 2024年2月16日 至 2025年2月17日）

種類		貸借対照表計上額		当計算期間の損益に 含まれた評価差額	
株式		13,100,677,648	円	1,853,603,238	円
	内 国内株式マザーファンド	8,231,708,550	円	916,992,746	円
	内 外国株式マザーファンド	4,868,969,098	円	936,610,492	円
国債証券		10,494,773,980	円	△364,320,918	円
	内 国内債券マザーファンド	8,568,210,010	円	△386,466,820	円
	内 外国債券マザーファンド	1,926,563,970	円	22,145,902	円
地方債証券	内 国内債券マザーファンド	283,557,000	円	△8,902,000	円
特殊債券	内 国内債券マザーファンド	539,019,808	円	△11,734,640	円
社債券	内 国内債券マザーファンド	1,081,825,530	円	△10,523,000	円
投資証券	内 外国株式マザーファンド	79,545,037	円	10,470,921	円
合計		25,579,399,003	円	1,468,593,601	円

3 デリバティブ取引関係

（自 2023年2月16日 至 2024年2月15日）

該当事項はありません。

（自 2024年2月16日 至 2025年2月17日）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

国内株式マザーファンド

①有価証券明細表

a. 株式

(2025年2月17日現在)

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
住友林業	16,400	4,781.00	78,408,400	
積水ハウス	30,600	3,480.00	106,488,000	
九電工	22,000	4,607.00	101,354,000	
不二製油グループ本社	21,200	2,726.50	57,801,800	
味の素	17,900	6,137.00	109,852,300	
ニチレイ	8,300	3,399.00	28,211,700	
クラレ	55,600	1,915.00	106,474,000	
信越化学工業	28,400	4,662.00	132,400,800	
東京応化工業	26,100	3,764.00	98,240,400	
富士フイルムホールディングス	33,500	3,215.00	107,702,500	
中外製薬	20,300	7,387.00	149,956,100	
第一三共	46,200	3,637.00	168,029,400	
サワイグループホールディングス	57,800	2,089.00	120,744,200	
古河電気工業	11,700	7,039.00	82,356,300	
住友電気工業	42,300	2,869.00	121,358,700	
ディスコ	2,600	47,060.00	122,356,000	
小松製作所	20,100	4,732.00	95,113,200	
三菱重工業	105,900	2,115.00	223,978,500	
イビデン	9,100	3,662.00	33,324,200	
日立製作所	89,100	4,420.00	393,822,000	
日本電気	14,700	15,450.00	227,115,000	
富士通	67,600	3,102.00	209,695,200	
ソニーグループ	86,100	3,857.00	332,087,700	
TDK	49,700	1,691.50	84,067,550	
キーエンス	3,100	64,810.00	200,911,000	
シスメックス	37,200	2,761.50	102,727,800	
村田製作所	2,600	2,749.00	7,147,400	
東京エレクトロン	4,300	24,790.00	106,597,000	
川崎重工業	11,800	7,553.00	89,125,400	
トヨタ自動車	111,000	2,773.50	307,858,500	
スズキ	97,400	1,930.00	187,982,000	
HOYA	8,300	19,210.00	159,443,000	
イトーキ	49,000	1,775.00	86,975,000	
九州旅客鉄道	19,100	3,658.00	69,867,800	
オービックビジネスコンサルタント	22,400	7,308.00	163,699,200	
KDDI	34,500	4,989.00	172,120,500	
NTTデータグループ	53,100	3,050.00	161,955,000	
カプコン	46,900	3,822.00	179,251,800	
コナミグループ	8,900	18,480.00	164,472,000	
ソフトバンクグループ	5,400	9,806.00	52,952,400	

伊藤忠商事	34,400	6,428.00	221,123,200	
パルグループホールディングス	47,600	3,310.00	157,556,000	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	51,600	4,252.00	219,403,200	
ファーストリテイリング	2,600	49,800.00	129,480,000	
楽天銀行	16,300	5,879.00	95,827,700	
住信SBIネット銀行	23,200	4,730.00	109,736,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	180,400	1,982.50	357,643,000	
三井住友フィナンシャルグループ	79,500	3,877.00	308,221,500	
東京海上ホールディングス	41,400	5,168.00	213,955,200	
オリックス	28,900	3,092.00	89,358,800	
野村不動産ホールディングス	11,300	4,199.00	47,448,700	
三井不動産	134,600	1,316.50	177,200,900	
エス・エム・エス	24,400	1,203.50	29,365,400	
シグマクシス・ホールディングス	123,300	983.00	121,203,900	
リクルートホールディングス	18,300	10,000.00	183,000,000	
リログループ	40,100	1,939.00	77,753,900	
共立メンテナンス	32,500	3,030.00	98,475,000	
建設技術研究所	37,700	2,412.00	90,932,400	
合計	2,326,300		8,231,708,550	

b. 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

国内債券マザーファンド

①有価証券明細表

a. 株式

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

(2025年2月17日現在)

種類	銘柄	額面総額（円）	評価額（円）	備考
国債証券	第451回利付国債（2年）	30,000,000	29,946,600	
	第454回利付国債（2年）	150,000,000	149,595,000	
	第461回利付国債（2年）	180,000,000	179,335,800	
	第145回利付国債（5年）	130,000,000	129,737,400	
	第146回利付国債（5年）	80,000,000	79,703,200	
	第147回利付国債（5年）	130,000,000	129,112,100	
	第148回利付国債（5年）	90,000,000	89,172,900	
	第149回利付国債（5年）	110,000,000	108,722,900	
	第150回利付国債（5年）	50,000,000	49,312,000	
	第154回利付国債（5年）	120,000,000	117,766,800	
	第155回利付国債（5年）	15,000,000	14,771,550	
	第156回利付国債（5年）	100,000,000	98,200,000	
	第158回利付国債（5年）	100,000,000	97,659,000	
	第164回利付国債（5年）	100,000,000	97,170,000	
	第166回利付国債（5年）	100,000,000	97,910,000	
	第167回利付国債（5年）	150,000,000	146,527,500	
	第168回利付国債（5年）	60,000,000	59,093,400	
	第170回利付国債（5年）	105,000,000	103,190,850	
	第5回利付国債（40年）	34,000,000	32,243,900	
	第6回利付国債（40年）	40,000,000	36,892,400	
	第8回利付国債（40年）	30,000,000	24,126,600	
	第9回利付国債（40年）	41,000,000	23,625,840	
	第10回利付国債（40年）	35,000,000	23,720,900	
	第11回利付国債（40年）	40,000,000	25,839,200	
	第12回利付国債（40年）	30,000,000	16,988,700	
	第13回利付国債（40年）	40,000,000	22,204,800	
	第14回利付国債（40年）	40,000,000	23,569,200	
	第15回利付国債（40年）	50,000,000	32,389,000	
	第16回利付国債（40年）	40,000,000	28,264,400	
	第17回利付国債（40年）	32,000,000	29,347,840	
	第344回利付国債（10年）	50,000,000	49,494,000	
	第346回利付国債（10年）	126,000,000	124,218,360	
	第348回利付国債（10年）	50,000,000	49,069,500	
	第349回利付国債（10年）	120,000,000	117,507,600	
	第351回利付国債（10年）	65,000,000	63,306,100	
	第352回利付国債（10年）	230,000,000	223,295,500	
	第353回利付国債（10年）	121,000,000	117,106,220	
	第355回利付国債（10年）	145,000,000	139,433,450	
	第359回利付国債（10年）	95,000,000	90,326,950	
	第360回利付国債（10年）	40,000,000	37,934,400	
	第361回利付国債（10年）	164,000,000	155,091,520	
	第363回利付国債（10年）	90,000,000	84,594,600	
	第364回利付国債（10年）	185,000,000	173,319,100	

	第365回利付国債（10年）	182,000,000	169,942,500	
	第366回利付国債（10年）	127,000,000	119,020,590	
	第367回利付国債（10年）	195,000,000	181,975,950	
	第368回利付国債（10年）	127,000,000	118,045,230	
	第369回利付国債（10年）	180,000,000	170,668,800	
	第370回利付国債（10年）	125,000,000	118,117,500	
	第371回利付国債（10年）	130,000,000	121,430,400	
	第372回利付国債（10年）	180,000,000	173,314,800	
	第373回利付国債（10年）	145,000,000	136,793,000	
	第374回利付国債（10年）	63,000,000	60,294,150	
	第375回利付国債（10年）	80,000,000	78,406,400	
	第376回利付国債（10年）	105,000,000	100,774,800	
	第1回利付国債（30年）	117,000,000	126,234,810	
	第37回利付国債（30年）	100,000,000	99,737,000	
	第41回利付国債（30年）	65,000,000	62,288,850	
	第43回利付国債（30年）	50,000,000	47,709,000	
	第45回利付国債（30年）	60,000,000	55,074,600	
	第47回利付国債（30年）	110,000,000	102,235,100	
	第50回利付国債（30年）	87,000,000	68,374,170	
	第52回利付国債（30年）	40,000,000	29,068,800	
	第56回利付国債（30年）	78,000,000	59,677,020	
	第58回利付国債（30年）	26,000,000	19,718,140	
	第59回利付国債（30年）	56,000,000	41,296,640	
	第60回利付国債（30年）	21,000,000	16,182,600	
	第62回利付国債（30年）	105,000,000	72,505,650	
	第65回利付国債（30年）	103,000,000	68,134,500	
	第68回利付国債（30年）	120,000,000	82,490,400	
	第71回利付国債（30年）	95,000,000	66,113,350	
	第72回利付国債（30年）	25,000,000	17,315,250	
	第75回利付国債（30年）	70,000,000	56,359,800	
	第76回利付国債（30年）	45,000,000	37,039,050	
	第78回利付国債（30年）	48,000,000	39,320,640	
	第80回利付国債（30年）	30,000,000	26,948,100	
	第81回利付国債（30年）	30,000,000	25,647,600	
	第82回利付国債（30年）	60,000,000	53,742,000	
	第84回利付国債（30年）	39,000,000	37,330,800	
	第144回利付国債（20年）	80,000,000	81,737,600	
	第149回利付国債（20年）	125,000,000	126,868,750	
	第150回利付国債（20年）	80,000,000	80,373,600	
	第151回利付国債（20年）	10,000,000	9,839,800	
	第153回利付国債（20年）	170,000,000	168,085,800	
	第154回利付国債（20年）	35,000,000	34,181,000	
	第155回利付国債（20年）	116,000,000	110,696,480	
	第157回利付国債（20年）	88,000,000	76,142,880	
	第158回利付国債（20年）	62,000,000	55,333,760	
	第159回利付国債（20年）	80,000,000	71,931,200	
	第160回利付国債（20年）	10,000,000	9,061,200	
	第161回利付国債（20年）	123,000,000	109,650,810	
	第164回利付国債（20年）	141,000,000	122,301,990	
	第165回利付国債（20年）	92,000,000	79,395,080	

	第167回利付国債（20年）	111,000,000	94,805,100	
	第168回利付国債（20年）	34,000,000	28,476,360	
	第169回利付国債（20年）	84,000,000	68,896,800	
	第170回利付国債（20年）	60,000,000	48,951,600	
	第172回利付国債（20年）	50,000,000	40,991,500	
	第173回利付国債（20年）	115,000,000	93,736,500	
	第174回利付国債（20年）	125,000,000	101,295,000	
	第177回利付国債（20年）	170,000,000	135,508,700	
	第178回利付国債（20年）	92,000,000	74,210,880	
	第180回利付国債（20年）	115,000,000	96,812,750	
	第182回利付国債（20年）	80,000,000	70,312,000	
	第184回利付国債（20年）	65,000,000	56,778,800	
	第186回利付国債（20年）	85,000,000	78,973,500	
	第187回利付国債（20年）	70,000,000	62,695,500	
地方債証券	第799回東京都公募公債	100,000,000	95,213,000	
	第805回東京都公募公債	100,000,000	94,751,000	
	第816回東京都公募公債	100,000,000	93,593,000	
特殊債券	第16回公営企業債券（20年）	100,000,000	101,270,980	
	第124回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	94,971,000	
	第134回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	94,472,000	
	第2回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	23,672,000	23,212,053	
	第3回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	25,022,000	24,571,854	
	第6回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	33,441,000	32,517,359	
	第8回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	42,707,000	41,364,718	
	第50回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	15,630,000	15,858,823	
	第81回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	29,949,000	29,437,471	
	第89回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	35,052,000	34,006,749	
	第102回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	49,802,000	47,336,801	
社債券	第25回味の素株式会社無担保社債	100,000,000	98,681,000	
	第6回花王株式会社無担保社債	100,000,000	99,779,530	
	第15回株式会社デンソー無担保社債	100,000,000	98,147,000	
	第96回トヨタファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	99,058,000	
	第35回株式会社ジャックス無担保社債	100,000,000	98,385,000	
	第205回オリックス株式会社無担保社債	100,000,000	96,592,000	
	第142回三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	97,687,000	
	第73回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	99,036,000	
	第518回関西電力株式会社社債	100,000,000	97,480,000	
	第494回東北電力株式会社社債	100,000,000	98,409,000	

	第449回九州電力株式会社社債	100,000,000	98,571,000	
合計		11,375,275,000	10,472,612,348	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国株式マザーファンド

①有価証券明細表

a. 株式

(2025年2月17日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
USドル	AMAZON.COM INC	4,590	228.68	1,049,641.20	
	ABBOTT LABORATORIES	917	130.61	119,769.37	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	560	261.28	146,316.80	
	ADVANCED MICRO DEVICES	669	113.10	75,663.90	
	ADOBE INC	152	460.16	69,944.32	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	139	316.12	43,940.68	
	ALLSTATE CORP	150	187.63	28,144.50	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	360	202.75	72,990.00	
	AMGEN INC	230	291.16	66,966.80	
	HESS CORP	80	146.55	11,724.00	
	AMERICAN EXPRESS CO	353	311.04	109,797.12	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	375	101.83	38,186.25	
	AFLAC INC	293	103.34	30,278.62	
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	222	74.34	16,503.48	
	ANALOG DEVICES INC	280	214.61	60,090.80	
	COMCAST CORP-CL A	1,420	35.39	50,253.80	
	APPLE INC	7,033	244.60	1,720,271.80	
	APPLIED MATERIALS INC	388	169.20	65,649.60	
	AUTODESK INC	101	302.72	30,574.72	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	191	308.15	58,856.65	
	AUTOZONE INC	12	3,458.55	41,502.60	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	600	479.59	287,754.00	
	AMETEK INC	81	183.54	14,866.74	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	1,640	40.99	67,223.60	
	BEST BUY CO INC	130	91.10	11,843.00	
	YUM! BRANDS INC	58	147.91	8,578.78	
	BOEING CO	177	184.42	32,642.34	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	1,318	106.11	139,852.98	
	C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	180	99.49	17,908.20	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	119	208.76	24,842.44	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	1,170	53.90	63,063.00	
	ONEOK INC	300	97.85	29,355.00	
	UNITED RENTALS INC	47	741.26	34,839.22	
	SEMPRA	560	84.10	47,096.00	
	FEDEX CORP	164	267.77	43,914.28	
	VERISIGN INC	47	229.24	10,774.28	
	AMPHENOL CORP-CL A	1,110	68.88	76,456.80	
	QUANTA SERVICES INC	177	285.45	50,524.65	
	CSX CORP	810	33.37	27,029.70	
	COTERRA ENERGY INC	620	27.52	17,062.40	
	CARDINAL HEALTH INC	250	126.21	31,552.50	
	CATERPILLAR INC	328	353.32	115,888.96	
	CHECK POINT SOFTWARE TECH	130	222.09	28,871.70	
	JPMORGAN CHASE & CO	1,490	276.59	412,119.10	

CINTAS CORP	394	204.22	80,462.68
CISCO SYSTEMS INC	1,970	64.87	127,793.90
COCA-COLA CO/THE	2,479	68.87	170,728.73
COPART INC	438	59.39	26,012.82
COLGATE-PALMOLIVE CO	200	86.04	17,208.00
MARRIOTT INTERNATIONAL-CL A	89	283.52	25,233.28
NRG ENERGY INC	500	107.60	53,800.00
CORNING INC	1,081	52.54	56,795.74
CUMMINS INC	169	373.78	63,168.82
DR HORTON INC	225	130.57	29,378.25
DANAHER CORP	310	206.30	63,953.00
MOODY'S CORP	85	522.84	44,441.40
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	170	90.70	15,419.00
TARGET CORP	170	127.88	21,739.60
DEERE & CO	98	480.22	47,061.56
MORGAN STANLEY	640	138.95	88,928.00
REPUBLIC SERVICES INC	262	231.37	60,618.94
COSTAR GROUP INC	125	74.06	9,257.50
DECKERS OUTDOOR CORP	57	155.07	8,838.99
WALT DISNEY CO/THE	1,000	110.38	110,380.00
DOVER CORP	138	202.33	27,921.54
DARDEN RESTAURANTS INC	150	191.19	28,678.50
BANK OF AMERICA CORP	4,100	46.96	192,536.00
CITIGROUP INC	1,110	84.61	93,917.10
CADENCE DESIGN SYS INC	167	295.19	49,296.73
ECOLAB INC	200	264.74	52,948.00
SALESFORCE INC	523	326.54	170,780.42
EMERSON ELECTRIC CO	250	123.34	30,835.00
ENTERGY CORP	192	82.49	15,838.08
EOG RESOURCES INC	293	129.31	37,887.83
EQT CORP	460	53.43	24,577.80
EXXON MOBIL CORP	2,000	108.24	216,480.00
NEXTERA ENERGY INC	830	68.06	56,489.80
FASTENAL CO	130	74.78	9,721.40
FIFTH THIRD BANCORP	200	44.06	8,812.00
M & T BANK CORP	84	198.82	16,700.88
FISERV INC	450	230.60	103,770.00
FREEPORT-MCMORAN INC	620	39.47	24,471.40
ARTHUR J GALLAGHER & CO	134	321.50	43,081.00
GENERAL DYNAMICS CORP	47	241.94	11,371.18
GILEAD SCIENCES INC	890	104.08	92,631.20
GARTNER INC	50	514.67	25,733.50
MCKESSON CORP	78	593.69	46,307.82
NVIDIA CORP	11,633	138.85	1,615,242.05
WW GRAINGER INC	34	1,027.73	34,942.82
GOLDMAN SACHS GROUP INC	241	660.55	159,192.55
HEICO CORP	40	220.85	8,834.00
F5 INC	44	310.18	13,647.92
HOME DEPOT INC	544	409.50	222,768.00
HUNTINGTON BANCSHARES INC	900	16.73	15,057.00

ILLINOIS TOOL WORKS	84	258.11	21,681.24
INTUIT INC	115	587.38	67,548.70
IDEXX LABORATORIES INC	79	444.53	35,117.87
INTEL CORP	1,060	23.60	25,016.00
JABIL CIRCUIT INC	71	169.65	12,045.15
JOHNSON & JOHNSON	1,199	156.15	187,223.85
HARTFORD INSURANCE GROUP INC	86	111.98	9,630.28
KLA CORPORATION	65	750.74	48,798.10
KIMBERLY-CLARK CORP	147	132.67	19,502.49
KROGER CO	565	65.13	36,798.45
LENNAR CORP-CL A	160	123.84	19,814.40
ELI LILLY & CO	445	844.27	375,700.15
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	126	116.22	14,643.72
LOWE'S COS INC	207	251.79	52,120.53
DOMINION ENERGY INC	445	55.59	24,737.55
MCDONALD'S CORP	307	308.55	94,724.85
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	210	76.19	15,999.90
MARSH & MCLENNAN COS	293	228.83	67,047.19
MASCO CORP	120	78.39	9,406.80
METLIFE INC	440	81.70	35,948.00
CVS HEALTH CORPORATION	554	65.83	36,469.82
MICROSOFT CORP	3,245	408.43	1,325,355.35
MICRON TECHNOLOGY INC	580	99.52	57,721.60
3M CO	355	148.62	52,760.10
XCEL ENERGY INC	302	68.61	20,720.22
NETAPP INC	110	119.06	13,096.60
NEWMONT CORP	385	46.54	17,917.90
NORFOLK SOUTHERN CORP	83	255.99	21,247.17
NISOURCE INC	365	39.68	14,483.20
NORTHERN TRUST CORP	110	110.77	12,184.70
NORTHROP GRUMMAN CORP	80	438.90	35,112.00
WELLS FARGO & CO	1,985	79.98	158,760.30
NUCOR CORP	170	137.77	23,420.90
CHENIERE ENERGY INC	242	213.52	51,671.84
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	170	202.16	34,367.20
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	237	48.06	11,390.22
ORACLE CORP	1,028	174.16	179,036.48
PACCAR INC	150	105.96	15,894.00
EXELON CORP	250	42.85	10,712.50
PARKER HANNIFIN CORP	100	700.25	70,025.00
PAYCHEX INC	100	147.25	14,725.00
PEPSICO INC	587	143.39	84,169.93
PFIZER INC	2,315	25.53	59,101.95
CONOCOPHILLIPS	500	96.26	48,130.00
ALTRIA GROUP INC	1,206	53.29	64,267.74
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	190	193.91	36,842.90
BROWN & BROWN INC	320	110.60	35,392.00
COSTCO WHOLESALE CORP	269	1,071.85	288,327.65
PROCTER & GAMBLE CO/THE	1,263	162.89	205,730.07
PROGRESSIVE CORP	424	262.60	111,342.40

QUALCOMM INC	596	172.23	102,649.08
REGENERON PHARMACEUTICALS	55	673.60	37,048.00
RESMED INC	40	232.98	9,319.20
US BANCORP	568	47.75	27,122.00
ROSS STORES INC	210	138.76	29,139.60
ROCKWELL AUTOMATION INC	30	294.40	8,832.00
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	322	263.09	84,714.98
TRAVELERS COS INC/THE	130	238.30	30,979.00
MERCK & CO.INC.	1,220	83.01	101,272.20
SCHLUMBERGER LTD	270	41.75	11,272.50
SCHWAB (CHARLES) CORP	550	80.34	44,187.00
CENCORA INC	120	242.63	29,115.60
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	172	356.86	61,379.92
SOUTHERN CO	790	85.58	67,608.20
AT&T INC	3,940	25.87	101,927.80
CHEVRON CORP	878	155.34	136,388.52
STARBUCKS CORP	510	112.55	57,400.50
STEEL DYNAMICS INC	110	135.83	14,941.30
STRYKER CORP	244	385.18	93,983.92
NETFLIX INC	265	1,058.60	280,529.00
SYNOPSYS INC	68	522.53	35,532.04
SYSCO CORP	100	71.10	7,110.00
INTUITIVE SURGICAL INC	249	595.55	148,291.95
TEXAS INSTRUMENTS INC	425	183.03	77,787.75
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	197	531.85	104,774.45
UNION PACIFIC CORP	290	249.22	72,273.80
UNITEDHEALTH GROUP INC	440	523.51	230,344.40
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	171	459.00	78,489.00
VULCAN MATERIALS CO	140	270.46	37,864.40
WALMART INC	2,773	104.04	288,502.92
WASTE MANAGEMENT INC	127	227.73	28,921.71
WABTEC CORP	125	188.19	23,523.75
NASDAQ, INC.	240	80.91	19,418.40
CME GROUP INC	150	245.48	36,822.00
WILLIAMS COS INC	600	56.98	34,188.00
MICROSTRATEGY INC-CL A	60	337.73	20,263.80
TJX COMPANIES INC	831	124.34	103,326.54
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	42	256.45	10,770.90
DOMINO'S PIZZA INC	33	476.66	15,729.78
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	19	684.93	13,013.67
CRH PLC	345	108.30	37,363.50
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	65	153.90	10,003.50
AMERIPRISE FINANCIAL INC	68	545.93	37,123.24
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	740	57.08	42,239.20
TRANSDIGM GROUP INC	37	1,314.19	48,625.03
MASTERCARD INC-CLASS A	439	564.76	247,929.64
DELTA AIR LINES INC	361	65.39	23,605.79
INSULET CORP	69	280.56	19,358.64
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	781	87.84	68,603.04
LULULEMON ATHLETICA INC	43	366.68	15,767.24

MERCADOLIBRE INC	26	2,109.99	54,859.74
MSCI INC	25	572.63	14,315.75
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	913	150.46	137,369.98
VISA INC-CLASS A SHARES	821	353.81	290,478.01
CHUBB LTD	200	264.52	52,904.00
KINDER MORGAN INC	1,620	26.55	43,011.00
XYLEM INC	70	129.38	9,056.60
GARMIN LTD	79	212.62	16,796.98
EPAM SYSTEMS INC	86	266.12	22,886.32
ACCENTURE PLC-CL A	302	388.00	117,176.00
VERISK ANALYTICS INC	79	293.48	23,184.92
NXP SEMICONDUCTORS NV	40	224.14	8,965.60
TARGA RESOURCES CORP	95	205.36	19,509.20
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	100	88.66	8,866.00
FORTINET INC	340	111.64	37,957.60
MOTOROLA SOLUTIONS INC	194	438.14	84,999.16
TESLA, INC	1,361	355.84	484,298.24
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	33	1,318.80	43,520.40
GENERAL MOTORS CO	630	48.37	30,473.10
CBRE GROUP INC	280	143.73	40,244.40
EXPEDIA GROUP INC	142	202.38	28,737.96
PHILLIPS 66	255	128.04	32,650.20
META PLATFORMS INC	1,103	736.67	812,547.01
DUKE ENERGY CORP	464	111.60	51,782.40
SERVICENOW INC	136	986.63	134,181.68
PALO ALTO NETWORKS INC	360	200.03	72,010.80
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	279	60.82	16,968.78
WORKDAY INC-CLASS A	76	258.05	19,611.80
EATON CORP PLC	325	309.17	100,480.25
ABBVIE INC	913	192.87	176,090.31
T-MOBILE US INC	262	270.81	70,953.53
ZOETIS INC	284	157.52	44,735.68
TWILIO INC - A	145	125.17	18,149.65
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	177	80.16	14,188.32
BAKER HUGHES CO	630	46.40	29,232.00
BOOKING HOLDINGS INC	22	5,044.40	110,976.80
AXON ENTERPRISE INC	55	683.41	37,587.55
BROADCOM INC	2,320	233.04	540,652.80
ARES MANAGEMENT CORP - A	139	186.18	25,879.02
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	80	234.00	18,720.00
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	230	166.71	38,343.30
SPOTIFY TECHNOLOGY SA	100	638.18	63,818.00
KKR & CO INC	560	140.56	78,713.60
CIGNA GROUP/THE	150	292.32	43,848.00
DELL TECHNOLOGIES -C	245	114.38	28,023.10
FOX CORP- CLASS B	462	52.39	24,204.18
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	22	451.74	9,938.28
CLOUDFLARE INC - CLASS A	135	171.16	23,106.60
DUPONT DE NEMOURS INC	500	83.25	41,625.00
OTIS WORLDWIDE CORP	260	96.74	25,152.40

UBER TECHNOLOGIES INC	1,020	79.42	81,008.40
TRANE TECHNOLOGIES PLC	129	363.26	46,860.54
BLACKSTONE INC	407	164.84	67,089.88
HOWMET AEROSPACE INC	190	133.42	25,349.80
TRUIST FINANCIAL CORP	500	46.81	23,405.00
CARLYLE GROUP INC/THE	343	51.77	17,757.11
DATADOG INC - CLASS A	110	131.01	14,411.10
VERTIV HOLDINGS CO-A	183	108.05	19,773.15
GE AEROSPACE	686	208.27	142,873.22
INGERSOLL-RAND INC	120	85.72	10,286.40
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	266	92.21	24,527.86
ARISTA NETWORKS INC	986	106.87	105,373.82
AON PLC	90	386.99	34,829.10
PENTAIR PLC	150	96.73	14,509.50
RTX CORP	792	122.41	96,948.72
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	140	274.31	38,403.40
CONSTELLATION ENERGY	351	317.30	111,372.30
APPLOVIN CORP-CLASS A	123	510.13	62,745.99
BLACKROCK INC	72	973.92	70,122.24
SNOWFLAKE INC-CLASS A	197	187.60	36,957.20
DOORDASH INC - A	163	213.38	34,780.94
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	275	162.81	44,772.75
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	1,310	119.16	156,099.60
MARVELL TECHNOLOGY INC	660	106.51	70,296.60
LINDE PLC	287	457.00	131,159.00
ROBINHOOD MARKETS INC - A	451	65.28	29,441.28
GE VERNOVA INC	213	367.59	78,296.67
SYNCHRONY FINANCIAL	525	65.21	34,235.25
VERALTO CORP	180	97.99	17,638.20
ATLASSIAN CORP-CL A	84	313.10	26,300.40
KENVUE INC	650	21.93	14,254.50
CITIZENS FINANCIAL GROUP	200	46.35	9,270.00
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	50	183.46	9,173.00
HUBSPOT INC	29	811.95	23,546.55
FERGUSON ENTERPRISES INC	110	184.25	20,267.50
LAM RESEARCH CORP	721	82.75	59,662.75
ELEVANCE HEALTH INC	81	389.25	31,529.25
MEDTRONIC PLC	600	92.81	55,686.00
GODADDY INC - CLASS A	66	182.19	12,024.54
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL	278	89.77	24,956.06
BLOCK INC	280	84.00	23,520.00
S&P GLOBAL INC	170	539.69	91,747.30
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	140	265.87	37,221.80
ALPHABET INC-CL A	2,894	185.23	536,055.62
HEWLETT PACKARD ENTERPRIS	1,060	21.71	23,012.60
PAYPAL HOLDINGS INC	470	77.97	36,645.90
HP INC	260	33.64	8,746.40
ALPHABET INC-CL C	2,513	186.87	469,604.31
WEC ENERGY GROUP INC	210	102.97	21,623.70
ZSCALER INC	40	212.70	8,508.00

	VISTRA ENERGY CORP	492	167.66	82,488.72	
	小計	152,404		25,165,030.69	
	(邦貨換算)			(3,822,819,812)	
カナダドル	BARRICK GOLD CORP	1,580	25.43	40,179.40	
	BANK OF MONTREAL	160	143.21	22,913.60	
	BANK OF NOVA SCOTIA	465	72.59	33,754.35	
	NATIONAL BANK OF CANADA	80	126.23	10,098.40	
	CAMECO CORP	900	66.88	60,192.00	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	478	88.01	42,068.78	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	1,000	42.67	42,670.00	
	FORTIS INC	250	63.64	15,910.00	
	ENBRIDGE INC	1,300	61.08	79,404.00	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	2,180	42.07	91,712.60	
	ROYAL BANK OF CANADA	726	168.67	122,454.42	
	LUNDIN MINING CORP	700	12.33	8,631.00	
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	810	61.08	49,474.80	
	TORONTO-DOMINION BANK	430	84.64	36,395.20	
	KINROSS GOLD CORP	2,850	15.99	45,571.50	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	20	4,934.84	98,696.80	
	SUNCOR ENERGY INC	680	56.05	38,114.00	
	ALTAGAS LTD	360	34.50	12,420.00	
	PEMBINA PIPELINE CORP	310	51.36	15,921.60	
	DOLLARAMA INC	390	139.48	54,397.20	
	ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	610	72.35	44,133.50	
	CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	583	109.88	64,060.04	
	BROOKFIELD CORP	880	86.25	75,900.00	
	THOMSON REUTERS CORP	212	246.24	52,202.88	
	SHOPIFY INC - CLASS A	1,067	181.92	194,108.64	
	小計	19,021		1,351,384.71	
	(邦貨換算)			(144,868,440)	
オーストラリアドル	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	2,140	31.29	66,960.60	
	WESTPAC BANKING CORP	1,800	34.71	62,478.00	
	BHP GROUP LTD	3,100	40.92	126,852.00	
	CSL LIMITED	269	256.90	69,106.10	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	1,080	165.44	178,675.20	
	RIO TINTO LTD	710	121.17	86,030.70	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	1,920	40.99	78,700.80	
	WESFARMERS LIMITED	651	78.72	51,246.72	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	820	30.79	25,247.80	
	NEWMONT CORP-CDI	400	75.60	30,240.00	
	小計	12,890		775,537.92	
	(邦貨換算)			(74,870,430)	
イギリスポンド	ASHTREAD GROUP PLC	195	50.62	9,870.90	
	BHP GROUP LTD	870	20.63	17,948.10	
	BAE SYSTEMS PLC	1,710	12.28	20,998.80	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	950	30.90	29,355.00	
	STANDARD CHARTERED PLC	2,500	11.23	28,075.00	
	IMPERIAL BRANDS PLC	1,213	27.92	33,866.96	
	HSBC HOLDINGS PLC	8,700	8.69	75,663.90	

	PEARSON PLC	500	13.44	6,720.00	
	RIO TINTO PLC	190	50.54	9,602.60	
	SSE PLC	940	15.07	14,170.50	
	BP PLC	4,600	4.67	21,518.80	
	ASTRAZENEGA PLC	736	117.08	86,170.88	
	BARCLAYS PLC	14,170	2.94	41,744.82	
	NEXT PLC	113	100.05	11,305.65	
	BUNZL PLC	105	34.36	3,607.80	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	458	116.90	53,540.20	
	UNILEVER PLC	1,675	43.99	73,683.25	
	EXPERIAN PLC	572	39.41	22,542.52	
	ANGLO AMERICAN PLC	570	24.63	14,039.10	
	3I GROUP PLC	1,750	40.74	71,295.00	
	RELX PLC	1,728	40.73	70,381.44	
	GLENCORE PLC	2,900	3.53	10,242.80	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	11,520	6.24	71,953.92	
	COMPASS GROUP PLC	1,080	28.36	30,628.80	
	TESCO PLC	7,460	3.96	29,586.36	
	NATWEST GROUP PLC	7,350	4.28	31,465.35	
	GSK PLC	1,740	14.35	24,969.00	
	SHELL PLC	4,020	26.74	107,494.80	
	小計 （邦貨換算）	80,315		1,022,442.25 (195,480,733)	
スイスフラン	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	1	10,660.00	10,660.00	
	GIVAUDAN-REG	4	4,059.00	16,236.00	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	99	563.40	55,776.60	
	NOVARTIS AG-REG	1,067	95.37	101,759.79	
	ABB LTD-REG	1,058	51.22	54,190.76	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	328	294.50	96,596.00	
	HOLCIM LTD	800	98.62	78,896.00	
	NESTLE SA-REG	1,081	82.48	89,160.88	
	LONZA GROUP AG-REG	45	595.40	26,793.00	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	15	1,422.50	21,337.50	
	SWISS RE AG	115	139.95	16,094.25	
	CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	240	183.00	43,920.00	
	ALCON INC	340	81.28	27,635.20	
	SANDOZ GROUP AG	510	44.57	22,730.70	
	UBS GROUP AG	2,150	30.18	64,887.00	
	小計 （邦貨換算）	7,853		726,673.68 (122,640,716)	
ホンコンドル	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	200	339.80	67,960.00	
	AIA GROUP LTD	2,800	56.30	157,640.00	
	小計 （邦貨換算）	3,000		225,600.00 (4,403,712)	
シンガポールドル	DBS GROUP HOLDINGS LTD	1,720	44.84	77,124.80	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	1,000	12.69	12,690.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	700	38.06	26,642.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	3,300	17.40	57,420.00	

	KEPPEL CORP LTD	6,200	6.84	42,408.00	
	SEATRIUM LTD	3,452	2.58	8,906.16	
	小計 （邦貨換算）	16,372		225,190.96 (25,541,158)	
スウェーデン クローナ	ERICSSON LM-B SHS	2,200	84.98	186,956.00	
	VOLVO AB-B SHS	2,320	327.10	758,872.00	
	SANDVIK AB	950	239.20	227,240.00	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	2,300	187.65	431,595.00	
	小計 （邦貨換算）	7,770		1,604,663.00 (22,802,261)	
ノルウェー クローネ	EQUINOR ASA	700	257.70	180,390.00	
	（邦貨換算）			(2,462,323)	
デンマーク クローネ	DANSKE BANK A/S	1,070	230.20	246,314.00	
	DSV A/S	170	1,442.00	245,140.00	
	PANDORA A/S	60	1,261.00	75,660.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	1,638	557.50	913,185.00	
	小計 （邦貨換算）	2,938		1,480,299.00 (31,619,186)	
ユーロ	AIRBUS SE	478	168.52	80,552.56	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	587	27.63	16,218.81	
	ADIDAS AG	102	258.80	26,397.60	
	GENERALI	630	31.95	20,128.50	
	L'OREAL	100	343.35	34,335.00	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	128	713.00	91,264.00	
	INTESA SANPAOLO	12,900	4.39	56,727.75	
	THALES SA	43	165.35	7,110.05	
	KBC GROEP NV	120	82.02	9,842.40	
	RWE AG	170	28.55	4,853.50	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	328	246.55	80,868.40	
	SAP SE	746	276.95	206,604.70	
	HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	135	85.34	11,520.90	
	BEIERSDORF AG	60	125.75	7,545.00	
	HEIDELBERGCEMENT AG	155	146.30	22,676.50	
	ASM INTERNATIONAL NV	20	573.80	11,476.00	
	ALLIANZ SE-REG	263	322.20	84,738.60	
	HERMES INTERNATIONAL	31	2,839.00	88,009.00	
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	134	519.60	69,626.40	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	4,330	12.05	52,176.50	
	REPSOL SA	700	12.13	8,494.50	
	WOLTERS KLUWER	272	178.70	48,606.40	
	SANOFI	583	103.70	60,457.10	
	BANCO SANTANDER SA	8,920	5.79	51,664.64	
	SIEMENS AG-REG	475	225.20	106,970.00	
	DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	760	19.24	14,626.96	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	2,890	33.62	97,161.80	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	620	37.55	23,281.00	
	SOCIETE GENERALE	520	36.92	19,201.00	
	DEUTSCHE BOERSE AG	180	244.70	44,046.00	

AXA SA	520	37.53	19,515.60	
ENEL SPA	6,230	6.87	42,837.48	
ENI SPA	1,650	14.03	23,162.70	
ESSILORLUXOTTICA	213	294.50	62,728.50	
BNP PARIBAS	180	69.95	12,591.00	
COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	284	96.68	27,457.12	
ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	497	50.00	24,850.00	
SAFRAN SA	248	246.00	61,008.00	
MTU AERO ENGINES AG	102	334.00	34,068.00	
HEINEKEN HOLDING NV	133	69.25	9,210.25	
LEGRAND SA	141	107.80	15,199.80	
TOTALENERGIES SE	910	58.88	53,580.80	
VINCI SA	170	108.35	18,419.50	
DANONE	140	67.16	9,402.40	
AIR LIQUIDE SA	350	174.10	60,935.00	
IBERDROLA SA	4,280	13.40	57,352.00	
COMMERZBANK AG	1,330	19.59	26,054.70	
ASML HOLDING NV	197	732.20	144,243.40	
VONOVIA SE	870	29.55	25,708.50	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	430	34.18	14,697.40	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	152	57.30	8,709.60	
FERRARI NV	170	479.70	81,549.00	
NORDEA BANK ABP	1,153	11.85	13,663.05	
PROSUS NV	615	43.02	26,460.37	
EXOR NV	60	96.20	5,772.00	
NN GROUP NV	250	44.80	11,200.00	
UNIVERSAL MUSIC GROUP BV	980	28.89	28,312.20	
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	370	42.67	15,787.90	
INDITEX	1,170	54.34	63,577.80	
ZALANDO SE	250	39.29	9,822.50	
FERROVIAL SE	785	42.78	33,582.30	
UNICREDIT SPA	1,880	46.86	88,096.80	
ARCELORMITTAL	700	27.22	19,054.00	
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	190	50.74	9,640.60	
ADYEN NV	16	1,840.00	29,440.00	
小計 (邦貨換算)	64,996		2,644,871.84 (421,460,327)	
合計 (邦貨換算)	368,259		(4,868,969,098)	

b. 株式以外の有価証券

(2025年2月17日現在)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
USドル	投資証券	BOSTON PROPERTIES INC	183	12,971.04	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	145	31,660.75	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	340	62,917.00	
		PUBLIC STORAGE	88	26,171.20	
		VENTAS INC	175	11,642.75	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	285	46,819.80	
		PROLOGIS INC	550	66,467.50	
		AMERICAN TOWER CORP	270	51,132.60	
		MILLROSE PROPERTIES-W/I	80	1,833.60	
		IRON MOUNTAIN INC	150	14,311.50	
		EQUINIX INC	43	40,144.80	
		WELLTOWER INC	620	92,981.40	
		小計 (邦貨換算)	2,929	459,053.94 (69,734,884)	
カナダドル	新株予約権証券	CONSTELLATION SOFTWARE IN-28 (邦貨換算)	23	0.00 (0)	
オーストラリアドル	投資証券	GOODMAN GROUP	2,230	79,410.30	
		SCENTRE GROUP	5,600	20,608.00	
		小計 (邦貨換算)	7,830	100,018.30 (9,655,766)	
シンガポールドル	投資証券	KEPPEL REIT (邦貨換算)	1,660	1,361.20 (154,387)	
		合計 (邦貨換算)	12,442	(79,545,037)	

(注) 新株予約権証券における券面総額欄の数値は、株数を表示しております。

(注) 投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

通貨	銘柄数	組入 時価比率	合計金額に 対する比率
USドル	株式 295 銘柄	76.71%	77.24%
	投資証券 12 銘柄	1.40%	1.41%
カナダドル	株式 25 銘柄	2.91%	2.93%
	新株予約権証券 1 銘柄	0.00%	0.00%
オーストラリアドル	株式 10 銘柄	1.50%	1.51%
	投資証券 2 銘柄	0.19%	0.20%
イギリスポンド	株式 28 銘柄	3.92%	3.95%
スイスフラン	株式 15 銘柄	2.46%	2.48%
ホンコンドル	株式 2 銘柄	0.09%	0.09%
シンガポールドル	株式 6 銘柄	0.51%	0.52%
	投資証券 1 銘柄	0.00%	0.00%
スウェーデンクローナ	株式 4 銘柄	0.46%	0.46%
ノルウェークローネ	株式 1 銘柄	0.05%	0.05%
デンマーククローネ	株式 4 銘柄	0.63%	0.64%
ユーロ	株式 65 銘柄	8.46%	8.52%

(注) 「組入時価比率」については、組入時価の純資産総額に対する割合を示すものです。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国債券マザーファンド

①有価証券明細表

a. 株式

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

(2025年2月17日現在)

通貨	種類	銘柄	額面総額	評価額	クー ポン	償還日	備考
USドル	国債証券	US TREASURY N/B	270,000	266,024.45	2.25	2025.11.15	
		US TREASURY N/B	970,000	933,018.75	0.75	2026.3.31	
		US TREASURY N/B	1,360,000	1,305,493.75	2.38	2027.5.15	
		US TREASURY N/B	1,600,000	1,531,593.74	2.88	2028.5.15	
		US TREASURY N/B	500,000	413,457.03	0.63	2030.5.15	
		US TREASURY N/B	1,020,000	912,242.57	2.75	2032.8.15	
		US TREASURY N/B	500,000	342,421.87	1.88	2041.2.15	
		US TREASURY N/B	890,000	586,669.92	2.25	2046.8.15	
		US TREASURY N/B	470,000	227,885.74	1.25	2050.5.15	
		小計 (邦貨換算)	7,580,000	6,518,807.82 (990,272,095)			
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T	280,000	280,270.63	2.75	2027.9.1	
		CANADA-GOV'T	100,000	71,648.08	1.75	2053.12.1	
		小計 (邦貨換算)	380,000	351,918.71 (37,725,685)			
オーストラリア ドル	国債証券	AUSTRALIAN GOVT.	330,000	317,337.90	2.75	2028.11.21	
		AUSTRALIAN GOVT.	80,000	42,488.00	1.75	2051.6.21	
		小計 (邦貨換算)	410,000	359,825.90 (34,737,592)			
イギリスポ ンド	国債証券	UK TSY GILT	50,000	47,159.92	0.38	2026.10.22	
		UK TSY GILT	330,000	352,982.15	6.00	2028.12.7	
		UK TSY GILT	360,000	126,626.83	1.13	2073.10.22	
		小計 (邦貨換算)	740,000	526,768.90 (100,712,945)			
シンガポ ール ドル	国債証券	SINGAPORE GOV'T	50,000	49,250.00	2.63	2032.8.1	
		SINGAPORE GOV'T	30,000	24,585.00	1.88	2051.10.1	
		小計 (邦貨換算)	80,000	73,835.00 (8,374,365)			
スウェーデン クローナ	国債証券	SWEDISH GOVRNMNT (邦貨換算)	350,000	336,332.50 (4,779,284)	0.75	2028.5.12	
ノルウェー クローネ	国債証券	NORWEGIAN GOV'T (邦貨換算)	300,000	267,407.55 (3,650,113)	2.13	2032.5.18	
メキシコペソ	国債証券	MEXICAN BONOS	1,700,000	1,644,958.59	8.50	2029.5.31	

		(邦貨換算)		(12,313,666)			
ズロチ	国債証券	POLAND GOVT BOND (邦貨換算)	260,000	263,006.90 (10,073,611)	5.75	2029.4.25	
オフショア人民元	国債証券	CHINA GOVT BOND	1,600,000	1,682,642.24	2.75	2029.6.15	
		CHINA GOVT BOND	3,000,000	3,260,610.60	3.02	2031.5.27	
		CHINA GOVT BOND	2,000,000	2,114,543.40	2.35	2034.2.25	
		CHINA GOVT BOND	900,000	1,152,320.04	3.19	2053.4.15	
		小計 (邦貨換算)	7,500,000	8,210,116.28 (171,838,554)			
ユーロ	国債証券	BUNDESSCHATZANW	90,000	90,873.00	2.90	2026.6.18	
		DEUTSCHLAND REP	770,000	735,427.00	0.50	2028.2.15	
		DEUTSCHLAND REP	90,000	89,892.00	2.30	2033.2.15	
		DEUTSCHLAND REP	240,000	199,236.00	1.80	2053.8.15	
		BTPS	170,000	173,706.00	4.50	2026.3.1	
		BTPS	490,000	456,092.00	1.65	2030.12.1	
		BTPS	240,000	166,608.00	2.15	2052.9.1	
		FRANCE O.A.T.	480,000	445,591.92	1.50	2031.5.25	
		FRANCE O.A.T.	290,000	145,143.69	0.75	2053.5.25	
		NETHERLANDS GOVT	110,000	100,779.03	0.00	2029.1.15	
		NETHERLANDS GOVT	60,000	51,150.00	2.00	2054.1.15	
		SPANISH GOV'T	130,000	130,884.65	2.80	2026.5.31	
		SPANISH GOV'T	310,000	268,222.07	0.70	2032.4.30	
		SPANISH GOV'T	120,000	112,054.08	3.45	2066.7.30	
		BELGIAN 0335	100,000	90,727.60	1.00	2031.6.22	
		BELGIAN 0340	70,000	49,869.83	2.15	2066.6.22	
		REP OF AUSTRIA	130,000	124,189.00	0.75	2028.2.20	
		REP OF AUSTRIA	30,000	34,167.00	3.80	2062.1.26	
		小計 (邦貨換算)	3,920,000	3,464,612.87 (552,086,060)			
		合計 (邦貨換算)		(1,926,563,970)			

有価証券明細表注記

通貨	銘柄数	組入 時価比率	合計金額に 対する比率
USドル	国債証券 9 銘柄	50.77%	51.40%
カナダドル	国債証券 2 銘柄	1.93%	1.96%
オーストラリアドル	国債証券 2 銘柄	1.78%	1.80%
イギリスポンド	国債証券 3 銘柄	5.16%	5.23%
シンガポールドル	国債証券 2 銘柄	0.43%	0.43%
スウェーデンクローナ	国債証券 1 銘柄	0.25%	0.25%
ノルウェークローネ	国債証券 1 銘柄	0.19%	0.19%
メキシコペソ	国債証券 1 銘柄	0.63%	0.64%
ズロチ	国債証券 1 銘柄	0.52%	0.52%
オフショア人民元	国債証券 4 銘柄	8.81%	8.92%
ユーロ	国債証券 18 銘柄	28.31%	28.66%

(注) 「組入時価比率」については、組入時価の純資産総額に対する割合を示すものです。

- ②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2025年2月28日現在)

青のライフキャンパス・ファンド（標準型）

I 資産総額	1,940,203,927 円
II 負債総額	804,697 円
III 純資産総額（I－II）	1,939,399,230 円
IV 発行済数量	1,663,770,797 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.1657 円

赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）

I 資産総額	2,197,604,277 円
II 負債総額	914,425 円
III 純資産総額（I－II）	2,196,689,852 円
IV 発行済数量	1,758,579,064 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.2491 円

（参考）国内株式マザーファンド

I 資産総額	7,999,850,352 円
II 負債総額	- 円
III 純資産総額（I－II）	7,999,850,352 円
IV 発行済数量	3,520,525,784 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	2.2723 円

（参考）国内債券マザーファンド

I 資産総額	10,742,355,941 円
II 負債総額	196,711,980 円
III 純資産総額（I－II）	10,545,643,961 円
IV 発行済数量	7,980,674,632 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.3214 円

（参考）外国株式マザーファンド

I 資産総額	4,726,190,731 円
II 負債総額	13,314,102 円
III 純資産総額（I－II）	4,712,876,629 円
IV 発行済数量	761,733,645 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	6.1870 円

（参考）外国債券マザーファンド

I 資産総額	1,923,896,158 円
II 負債総額	- 円
III 純資産総額（I－II）	1,923,896,158 円
IV 発行済数量	552,909,262 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	3.4796 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1. 名義書換についての手続き、取扱場所等

ありません。

2. 受益者に対する特典

ありません。

3. 受益権の譲渡

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続きおよび受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託会社は、上記①に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

④受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

5. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

2025年2月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株
過去5年間ににおける主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

（2）会社の機構

①経営体制

10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日の2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

②投資信託運用の意思決定と運用の流れ

a. 基本運用方針、月次運用計画の決定

投資政策委員会（原則月1回開催）において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が決定されます。

b. 運用の実行

月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

c. 運用のチェック等

- ・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。
- ・法務・コンプライアンス部において、日次で有価証券等の取引内容のチェック・運用制限遵守のチェック等が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は2025年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。委託会社の運用する証券投資信託は2025年2月末日現在、275本であり、その純資産総額の合計は1,062,551百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	126本	538,085百万円
単位型株式投資信託	96本	365,326百万円
単位型公社債投資信託	53本	159,140百万円
合計	275本	1,062,551百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第44期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第45期中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (2023年3月31日現在)		当事業年度 (2024年3月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 現金・預金			5,087,551		5,243,788
2. 前払費用			75,321		84,385
3. 未収入金			76,043		11
4. 未収委託者報酬			691,691		786,210
5. 未収運用受託報酬			354,878		372,799
6. その他			24,468		28,389
流動資産計			6,309,954		6,515,585
II 固定資産					
1. 有形固定資産			65,997		80,377
(1) 建物	※ 1	61,571		58,177	
(2) 器具備品	※ 1	4,335		22,132	
(3) その他	※ 1	89		67	
2. 無形固定資産			66,210		59,615
(1) 電話加入権		2,862		2,862	
(2) ソフトウェア		59,829		51,914	
(3) ソフトウェア仮勘定		3,518		4,837	
3. 投資その他の資産			471,050		377,814
(1) 投資有価証券		161,600		73,082	
(2) 長期差入保証金		90,675		94,383	
(3) 繰延税金資産		205,341		201,452	
(4) 長期前払費用		13,432		8,896	
固定資産計			603,258		517,807
資産合計			6,913,213		7,033,392

		前事業年度 (2023年3月31日現在)		当事業年度 (2024年3月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 預り金			526		8,230
2. 未払金			271,941		313,073
(1) 未払収益分配金		2,477		2,477	
(2) 未払償還金		2		2	
(3) 未払手数料		219,122		253,964	
(4) その他未払金		50,339		56,629	
3. 未払費用			399,233		383,553
4. 未払法人税等			10,104		37,418
5. 未払消費税等			34,659		47,112
6. 賞与引当金			198,672		217,291
7. 役員賞与引当金			6,500		9,000
流動負債計			921,637		1,015,679
II 固定負債					
1. 退職給付引当金			459,728		458,579
2. 役員退職慰労引当金			23,380		9,625
固定負債計			483,109		468,204
負債合計			1,404,746		1,483,883
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金			1,100,000		1,100,000
2. 資本剰余金			277,667		277,667
(1) 資本準備金		277,667		277,667	
3. 利益剰余金			4,128,773		4,160,606
(1) 利益準備金		175,000		175,000	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		815,983		847,816	
株主資本計			5,506,441		5,538,274
II 評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価 差額金			2,025		11,234
評価・換算差額等計			2,025		11,234
純資産合計			5,508,466		5,549,509
負債・純資産合計			6,913,213		7,033,392

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
I 営業収益					
1. 委託者報酬			3,589,974		3,815,873
2. 運用受託報酬			1,352,459		1,371,210
3. 投資助言報酬			10,000		10,000
4. その他営業収益			26,574		30,018
営業収益計			4,979,008		5,227,102
II 営業費用					
1. 支払手数料			1,214,944		1,314,653
2. 広告宣伝費			380		449
3. 調査費			1,531,036		1,462,653
(1) 調査費		81,751		78,433	
(2) 委託調査費		1,022,173		938,128	
(3) 情報機器関連費		426,284		445,204	
(4) 図書費		827		887	
4. 委託計算費			194,939		202,225
5. 営業雑経費			94,488		87,513
(1) 通信費		8,024		8,752	
(2) 印刷費		76,071		68,725	
(3) 協会費		5,634		5,403	
(4) 諸会費		4,758		4,632	
営業費用計			3,035,789		3,067,495
III 一般管理費					
1. 給料			1,187,234		1,182,195
(1) 役員報酬		49,917		49,713	
(2) 給料・手当		1,067,224		1,064,091	
(3) 賞与		70,092		68,391	
2. 法定福利費			194,915		202,434
3. 退職金			3,999		3,089
4. 福利厚生費			4,828		3,982
5. 交際費			529		671
6. 寄付金			79		21
7. 旅費交通費			4,732		4,865
8. 事務委託費			110,489		108,634
9. 租税公課			78,199		75,603
10. 不動産賃借料			156,478		156,478
11. 退職給付費用			54,858		55,316
12. 役員退職慰労引当金繰入			3,282		2,800
13. 賞与引当金繰入			198,672		217,291
14. 役員賞与引当金繰入			6,500		9,000
15. 固定資産減価償却費			29,715		34,022
16. 諸経費			47,236		48,013
一般管理費計			2,081,750		2,104,422
営業利益又は営業損失(△)			△138,531		55,185

		前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
IV営業外収益					
1. 受取配当金			953		952
2. 受取利息			34		31
3. 為替差益			3,804		—
4. 助成金収入			500		500
5. 受取補償金			12,514		—
6. 雑収入			2,537		590
営業外収益計			20,343		2,074
V営業外費用					
1. 為替差損			—		9,366
2. 支払補償金			12,514		—
3. 損失補填金			1,870		—
4. 雑損失			676		171
営業外費用計			15,061		9,537
経常利益又は経常損失(△)			△133,248		47,722
VI特別利益					
1. 投資有価証券売却益			337		12,192
特別利益計			337		12,192
VII特別損失					
1. 固定資産除却損	※ 1		50		251
2. 投資有価証券評価損			15,870		—
3. 投資有価証券売却損			184,477		2,551
特別損失計			200,397		2,802
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失(△)			△333,309		57,112
法人税、住民税及び事業税			△73,742		25,455
法人税等調整額			△8,130		△175
当期純利益又は 当期純損失(△)			△251,436		31,832

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	3,067,880	6,380,670	7,758,338
当期変動額								
剰余金の配当						△2,000,460	△2,000,460	△2,000,460
当期純利益又は 当期純損失(△)						△251,436	△251,436	△251,436
株主資本 以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△2,251,896	△2,251,896	△2,251,896
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	815,983	4,128,773	5,506,441

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 45,578	△ 45,578	7,712,759
当期変動額			
剰余金の配当			△2,000,460
当期純利益又は当期純損失 (△)			△251,436
株主資本 以外の項目の 当期変動額 (純額)	47,604	47,604	47,604
当期変動額合計	47,604	47,604	△2,204,292
当期末残高	2,025	2,025	5,508,466

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	815,983	4,128,773	5,506,441
当期変動額								
当期純利益又は 当期純損失(△)						31,832	31,832	31,832
株主資本 以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	31,832	31,832	31,832
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	847,816	4,160,606	5,538,274

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,025	2,025	5,508,466
当期変動額			
当期純利益又は当期純損失 (△)			31,832
株主資本 以外の項目の 当期変動額 (純額)	9,209	9,209	9,209
当期変動額合計	9,209	9,209	41,042
当期末残高	11,234	11,234	5,549,509

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	3～50年
器具備品	2～15年
その他	8年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

（2）役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、期末要支給額を計上しております。

（4）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

（１）委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

委託者報酬に含まれる成功報酬については、投資信託約款に基づき対象となる投資信託の特定のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（２）運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（３）投資助言報酬

投資助言報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間にわたり均一の助言サービスを提供するものであるため、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 77,010千円 器具備品 175,839千円 その他 807千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 82,734千円 器具備品 130,925千円 その他 829千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
※1 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。 器具備品 0千円 ソフトウェア 50千円	※1 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。 器具備品 9千円 ソフトウェア 241千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,082	—	—	1,082

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

2022年6月10日開催の第42期定時株主総会において、次のとおり決議しました。

- 1) 配当金の総額 2,000,460千円
- 2) 配当の原資 利益剰余金
- 3) 1株当たり配当額 1,848.00円
- 4) 基準日 2022年3月31日
- 5) 効力発生日 2022年6月13日

- （2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,082	—	—	1,082

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微です。

投資有価証券は、主に非上場株式及び投資信託です。非上場株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は当社が設定する投資信託を商品性の維持等を目的に取得しているものであり、市場価格等の変動リスクに晒されております。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク、価格変動リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2023年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（（注1）参照）。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 其他有価証券	131,400	131,400	—
資産計	131,400	131,400	—

（注1）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

第5項に従い、3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

（注2）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
現金・預金	5,087,551	—	—
未収委託者報酬	691,691	—	—
未収運用受託報酬	354,878	—	—
投資有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	10,869	16,380	104,150
合計	6,144,992	16,380	104,150

当事業年度（2024年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（（注1）参照）。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 其他有価証券	42,882	42,882	—
資産計	42,882	42,882	—

（注1）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「其他有価証券」には含めておりません。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、（3）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

（注2）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
現金・預金	5,243,788	—	—
未収委託者報酬	786,210	—	—
未収運用受託報酬	372,799	—	—
投資有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	30,063	12,819	—
合計	6,432,861	12,819	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（2023年3月31日）

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	—	131,400	—	131,400
資産計	—	131,400	—	131,400

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

（2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

当事業年度（2024年3月31日）

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	—	42,882	—	42,882
資産計	—	42,882	—	42,882

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル 2 の時価に分類しております。

（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

（有価証券関係）

前事業年度（2023年3月31日）

1. その他有価証券

その他有価証券の当事業年度の売却額は318,858千円であり、売却益の合計額は337千円、売却損の合計額は184,477千円です。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	種類（*）	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（１）その他	107,336	102,994	4,342
	小計	107,336	102,994	4,342
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（１）その他	24,063	25,487	△1,423
	小計	24,063	25,487	△1,423
合計		131,400	128,481	2,919

（*）当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

2. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、投資有価証券について15,870千円（その他有価証券15,870千円）減損処理を行っております。

当事業年度（2024年3月31日）

1. その他有価証券

その他有価証券の当事業年度の売却額は130,345千円であり、売却益の合計額は12,192千円、売却損の合計額は2,551千円です。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	種類（*）	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（1）その他	37,430	20,089	17,340
	小計	37,430	20,089	17,340
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（1）その他	5,451	6,599	△1,147
	小計	5,451	6,599	△1,147
合計		42,882	26,689	16,193

（*）当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

2. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	当事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
1. 委託者報酬	3,589,974	3,815,873
2. 運用受託報酬	1,352,459	1,371,210
3. 投資助言報酬	10,000	10,000
4. その他営業収益	26,574	30,018
合計	4,979,008	5,227,102

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	467,064千円
退職給付費用	40,539千円
退職給付の支払額	△47,875千円
退職給付引当金の期末残高	459,728千円

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	459,728千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	459,728千円

退職給付引当金	459,728千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	459,728千円

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	45,387千円
----------------	----------

（注）退職給付費用には株式会社T & Dホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	9,470千円
--------------	---------

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	459,728千円
退職給付費用	42,636千円
退職給付の支払額	△43,785千円
退職給付引当金の期末残高	458,579千円

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	458,579千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	458,579千円

退職給付引当金	458,579千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	458,579千円

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	46,017千円
----------------	----------

（注）退職給付費用には株式会社T & Dホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	9,299千円
--------------	---------

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
	(単位：千円)	(単位：千円)
(繰延税金資産)		
税務上の繰越欠損金（注1）	17,751	14,253
賞与引当金	60,833	66,534
未払社会保険料	9,919	11,064
未払事業税	2,392	4,994
退職給付引当金	147,927	143,364
連結納税加入に伴う有価証券時価評価益	15,061	15,061
その他	23,270	24,800
小計	277,157	280,072
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△12,451	△14,201
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△58,469	△59,459
評価性引当額小計	△70,921	△73,661
繰延税金資産計	206,235	206,411
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	893	4,958
繰延税金負債計	893	4,958
繰延税金資産の純額	205,341	201,452

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*）	—	—	17,751	17,751
評価性引当額	—	—	△12,451	△12,451
繰延税金資産	—	—	5,300	5,300

（*）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

（*）税務上の繰越欠損金17,751千円（法定実効税率を乗じた額）の一部について、繰延税金資産5,300千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*）	—	—	14,253	14,253
評価性引当額	—	—	△14,201	△14,201
繰延税金資産	—	—	52	52

（*）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

（*）税務上の繰越欠損金14,254千円（法定実効税率を乗じた額）の一部について、繰延税金資産52千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2023年3月31日）

当事業年度（2024年3月31日）

税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

法定実効税率	30.6 %
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8 %
住民税均等割	4.0 %
評価性引当額の増減	4.7 %
所得税額控除	1.4 %
その他	0.7 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.2 %

3. グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	588,525

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（１）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	630,330

（関連当事者との取引）

1. 関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容又は職 業	議決権等 の所有(被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	(株)T&D ホー ル ディン グ ス	東京都 中央区	207,111	持株 会社	(被所有) 直接 100	経営管理	グループ通算 制度に伴う 受領予定額 (*)	76,032	未収 入金	76,032

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）グループ通算制度に係る、親会社から授受する通算税効果額です。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容又は職 業	議決権等 の所有(被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	(株)T&D ホー ル ディン グ ス	東京都 中央区	207,111	持株 会社	(被所有) 直接 100	経営管理	グループ通算 制度に伴う 支払予定額 (*)	124	未払 金	124

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）グループ通算制度による法人税額のうち当社の通算税効果額であり、親会社への支払予定額であります。

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の子会社	大同生命 保険(株)	大阪市 西区	110,000	生命 保険業	—	投資一任 契約の 締結	投資一任 契約 (*)	556,407	未収 運用受 託報酬	146,724

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）投資一任契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の子会社	大同生命 保険(株)	大阪市 西区	110,000	生命 保険業	—	投資一任 契約の 締結	投資一任 契約（*）	589,853	未収 運用受 託報酬	161,495

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）投資一任契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社T & Dホールディングス（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
1株当たり純資産額	5,088.65円	1株当たり純資産額	5,126.56円
1株当たり当期純損失(△)	△232.27円	1株当たり当期純利益	29.40円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式調整後1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり当期純損失の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
当期純損失(△) (千円)	△251,436	当期純利益 (千円)	31,832
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る 当期純損失(△) (千円)	△251,436	普通株式に係る当期純利益 (千円)	31,832
普通株主の期中平均株式数 (千株)	1,082	普通株主の期中平均株式数 (千株)	1,082

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		当中間会計期間 (2024年9月30日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
I 流動資産			
1. 現金・預金			4,980,688
2. 前払費用			128,535
3. 未収入金			11,035
4. 未収委託者報酬			791,756
5. 未収運用受託報酬			478,372
6. その他			20,812
流動資産計			6,411,201
II 固定資産			
1. 有形固定資産			99,357
(1) 建物	※ 1	55,825	
(2) 器具備品	※ 1	43,472	
(3) その他	※ 1	58	
2. 無形固定資産			56,221
(1) 電話加入権		2,862	
(2) ソフトウェア		43,809	
(3) ソフトウェア仮勘定		9,549	
3. 投資その他の資産			397,132
(1) 投資有価証券		79,020	
(2) 長期差入保証金		91,736	
(3) 繰延税金資産		176,613	
(4) 長期前払費用		49,761	
固定資産計			552,711
資産合計			6,963,912

		当中間会計期間 (2024年9月30日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)			
I 流動負債			
1. 預り金			594
2. 未払金			304,217
(1) 未払収益分配金		2,477	
(2) 未払償還金		2	
(3) 未払手数料		255,293	
(4) その他未払金		46,444	
3. 未払費用			401,962
4. 未払法人税等			13,664
5. 未払消費税等	※ 2		42,355
6. 賞与引当金			139,226
7. 役員賞与引当金			4,500
流動負債計			906,521
II 固定負債			
1. 退職給付引当金			459,404
2. 役員退職慰労引当金			10,975
固定負債計			470,379
負債合計			1,376,900
(純資産の部)			
I 株主資本			
1. 資本金			1,100,000
2. 資本剰余金			277,667
(1) 資本準備金		277,667	
3. 利益剰余金			4,192,604
(1) 利益準備金		175,000	
(2) その他利益剰余金			
別途積立金		3,137,790	
繰越利益剰余金		879,813	
株主資本計			5,570,272
II 評価・換算差額等			
1. その他有価証券評価差額金			16,740
評価・換算差額等計			16,740
純資産合計			5,587,012
負債・純資産合計			6,963,912

(2) 中間損益計算書

		当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
I 営業収益			
1. 委託者報酬			1,992,396
2. 運用受託報酬			737,418
3. 投資助言報酬			5,010
4. その他営業収益			15,359
営業収益計			2,750,183
II 営業費用			
1. 支払手数料			706,132
2. 広告宣伝費			834
3. 調査費			723,366
(1) 調査費		37,044	
(2) 委託調査費		444,107	
(3) 情報機器関連費		241,757	
(4) 図書費		456	
4. 委託計算費			102,035
5. 営業雑経費			44,394
(1) 通信費		3,731	
(2) 印刷費		35,168	
(3) 協会費		2,822	
(4) 諸会費		2,671	
営業費用計			1,576,764
III 一般管理費			
1. 給料			621,720
(1) 役員報酬		25,206	
(2) 給料・手当		587,304	
(3) 賞与		9,209	
2. 法定福利費			104,188
3. 退職金			1,209
4. 福利厚生費			2,235
5. 交際費			164
6. 旅費交通費			3,475
7. 事務委託費			48,276
8. 租税公課			36,605
9. 不動産賃借料			82,739
10. 退職給付費用			31,407
11. 役員退職慰労引当金繰入			1,350
12. 賞与引当金繰入			139,226
13. 役員賞与引当金繰入			4,500
14. 固定資産減価償却費	※ 1		20,619
15. 諸経費			26,679
一般管理費計			1,124,398
営業利益			49,020

		当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
IV営業外収益			
1. 受取配当金			981
2. 受取利息			307
3. 雑収入			227
営業外収益計			1,517
V営業外費用			
1. 為替差損			3,297
2. 雑損失			480
営業外費用計			3,778
経常利益			46,758
VI特別利益			
1. 投資有価証券売却益			277
特別利益計			277
VII特別損失			
1. 投資有価証券評価損			2,153
2. 投資有価証券売却損			17
特別損失計			2,170
税引前中間純利益			44,865
法人税、住民税及び事業税			△9,542
法人税等調整額			22,409
中間純利益			31,997

（３）中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	847,816	4,160,606	5,538,274
当中間期変動額								
中間純利益						31,997	31,997	31,997
株主資本以外 の項目の当中 間期 変動額（純 額）								
当中間期 変動額合計	—	—	—	—	—	31,997	31,997	31,997
当中間期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	879,813	4,192,604	5,570,272

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	11,234	11,234	5,549,509
当中間期変動額			
中間純利益			31,997
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	5,505	5,505	5,505
当中間期変動額合計	5,505	5,505	37,503
当中間期末残高	16,740	16,740	5,587,012

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
器具備品	2～15年
その他	8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当中間会計期間に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間期間末要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間期間末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

委託者報酬に含まれる成功報酬については、投資信託約款に基づき対象となる投資信託の特定のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間にわたり均一の助言サービスを提供するものであるため、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (2024年9月30日)	
※ 1	有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。
建物	85,456千円
器具備品	134,885千円
その他	838千円
※ 2	消費税等の取扱い
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
※ 1	固定資産の減価償却実施額は次のとおりであります。
有形固定資産	10,458千円
無形固定資産	10,160千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（千株）	1,082	—	—	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。

市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（（注1）参照）。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	48,820	48,820	—
資産計	48,820	48,820	—

（注1）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表の「その他有価証券」には含めておりません。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）2024年9月30日における時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	—	48,820	—	48,820
資産計	—	48,820	—	48,820

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

当中間会計期間（2024年9月30日）

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他	44,829	20,697	24,131
	小計	44,829	20,697	24,131
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他	3,991	3,994	△2
	小計	3,991	3,994	△2
合計		48,820	24,692	24,128

２．減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、投資有価証券について2,153千円（その他有価証券の投資信託2,153千円）減損処理を行っております。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
１．委託者報酬	1,992,396
２．運用受託報酬	737,418
３．投資助言報酬	5,010
４．その他営業収益	15,359
合計	2,750,183

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 ４．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（セグメント情報等）

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.関連情報

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	403,590

（1株当たり情報）

当中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）	
1株当たり純資産額	5,161円21銭
1株当たり中間純利益	29円55銭
1株当たり中間純利益算定上の基礎	
中間純利益（千円）	31,997
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益（千円）	31,997
普通株主の期中平均株式数（千株）	1,082

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

1. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
2. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
3. 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
4. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
5. 上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

①定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

②訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

三菱UFJ信託銀行株式会社

・資本金の額 324,279百万円（2024年3月末日現在）

・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

[信託事務の一部委託先]

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

・資本金の額 10,000百万円（2024年3月末日現在）

・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (単位：百万円) (2024年3月末日現在)	事業の内容
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	54,323	
野村証券株式会社*	10,000	
PWM日本証券株式会社*	3,000	
楽天証券株式会社	19,495	
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

* 新規買付のお申込は受付けておりません。

2【関係業務の概要】

①「受託会社」は主に以下の業務を行います。

a. 信託財産の保管・管理・計算

b. 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

②「販売会社」は主に以下の業務を行います。

a. 受益権の募集・販売の取扱

b. 受益権の換金（解約）申込の取扱

c. 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱

d. 目論見書、運用報告書の交付等

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

2025年2月末日現在、該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出した金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

2024年 5月13日	有価証券報告書
2024年 5月13日	有価証券届出書
2024年11月12日	半期報告書
2024年11月12日	有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

2024年6月4日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 羽柴 則央
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年4月18日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

羽柴 則央

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

福村 寛

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている青のライフキャンパス・ファンド（標準型）の2024年2月16日から2025年2月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、青のライフキャンパス・ファンド（標準型）の2025年2月17日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年4月18日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

羽柴 則央

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

福村 寛

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）の2024年2月16日から2025年2月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）の2025年2月17日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月2日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽柴 則央
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第45期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。